

官報

号 外
国会会議録

令和七年六月二十日

○第二百十七回 衆議院会議録 第三十六号

令和七年六月二十日(金曜日)

令和七年六月二十日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君外九名提出)

裁判所の人的・物的充実に関する請願外五百請願

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会外六特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長長発議)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○鈴木隼人君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

重徳和彦君外九名提出、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君外九名提出)

○議長(額賀福志郎君) 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長阿久津幸彦君。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔阿久津幸彦君登壇〕

○阿久津幸彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率を廃止すること並びに政府は当分の間税率廃止の円滑な実施のための財政上又は法制上の措置及び廃止に伴う地方公共団体の減収の全額を補填するための措置を講ずるものとするなどを定めるものであります。

本案は、去る六月十一日当委員会に付託され、昨十九日提出者重徳和彦君から趣旨の説明を聴取し、本日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。質疑終局後、本法律案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。小寺裕雄君。

〔小寺裕雄君登壇〕

○小寺裕雄君 自由民主党・無所属の会の小寺裕雄です。

ただいま議題となりました野党六会派提出のいわゆるガソリン暫定税率廃止法案に対し、反対の立場から討論いたします。(拍手)

成立を期さずして閉会間近に提出された欠陥だらけのガソリン法案は、断固廃案にすべきです。そして、何の瑕疵もない井林辰憲財務金融委員長を野党が数の力で解任したことに、改めて強く抗議いたします。革命ごっここの果てに選挙で選ばれた新たな委員長は、与野党の合意がない中で、僅か三時間で審議を打ち切り、採決に踏み切りました。今回の一連の経過は、憲政史上最大の汚点であり、まさしく暴挙ではありませんか。

それでは、本法案のおびただしく、余りに深刻な欠陥について、我が党から様々な指摘を行ってまいりましたが、改めてその要点を申し上げます。

七月の一日に突然ガソリン価格が大幅に低下すれば、買い控えとその反動で、流通、販売現場は大きく混乱いたします。しかし、野党は、法案提出に当たり、現場の方々の意見を全く聞こうともしていません。全国二万七千のガソリンスタンド、消費者、自動車ユーザーへの影響を真剣に検討されたのか、大いに疑問です。

ガソリンスタンドは、税率引下げ前に仕入れた在庫を安い価格で販売せざるを得ないため、大きな差損が生じます。しかし、この法案は、差損に給付で対応するとしながら、具体的内容は一切示さず、全てを政府に丸投げしています。そもそも、この法案で言う給付を行うと、現在の揮発油税法第十七条に基づき戻入れによる控除との二重取りができてしまいます。これを防ぐには、七月一日までに新たな揮発油税法改正法案を成立させる必要がありますが、そんなことが常識的に考えて可能なのでしょうか。

法案が成立すれば、都道府県と市町村の減収が約三百億円も生じますが、代替財源はまたしても政府に丸投げ。代替の恒久財源の確保を求める地方自治体の声を野党の皆さんは無視したのですね。国では年間約一兆円規模の恒久的な税収減となりますが、これらも当然のように代替の恒久財源は政府に丸投げ。国民生活と経済を混乱させるためにこんな法案を出してきたのでしょうか。

軽油の扱いも不可解です。ディーゼル車やバス、トラックにかかる軽油引取税にも当分の間税率がありますが、ガソリン価格だけを下げ、軽油は据置きとは、制度全体に考えを巡らせたものとは思えません。

以上を鑑みれば、野党のガソリン法案は、まさしく究極のポピュリズム法案であります。

極論を言えば、国民の審判である選挙が全てを決する。それが政治家であり政党の宿命です。(発言する者あり)

○議長(額賀福志郎君) 静粛に。

○小寺裕雄君(統) ゆえに、財源や綿密な制度設計を度外視したポピュリズムへの誘惑は強烈です。しかし、私たちは……(発言する者あり)

○議長(額賀福志郎君) 静粛に願います。

○小寺裕雄君(統) 本法案を提出した野党六会派のように、選挙目当てのむき出しのポピュリズムには絶対に走りませんでした。なぜなら、目先の選挙の票欲しさに国を危うくする政策を語る者に、政治家たる資格はないからです。目先の選挙の票欲しさに国を危うくする政策を語る者に、政治家たる資格はないからです。

もし私たち政治家が、本当は必要だと知りながら不人気な政策をひた隠しにしたならば、そし

て、どこかでひずみが生じると知りながら目先の人気取りに走ったならば、我が国の将来に重大な禍根を残します。

井林憲委員長が多数野党の横暴によって解任されたように、私たちは、時にぶざまに映る敗北を喫したとしても、ポピュリズムに振り切れる誘惑を断ち切つて、与党としての重たい責任を必死に担ってまいりました。なぜなら、昨年の総選挙における、自民党に比較第一党の地位を与えつつも過半数を与えなかった国民の審判は、我が党への国民の皆様の厳しくも温かい叱咤激励だと思っております。私たちには、国民の負託に何と

て、どこかでひずみが生じると知りながら目先の人気取りに走ったならば、我が国の将来に重大な禍根を残します。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

片や、野党の皆さんは、ずさんなガソリン法案を無理押しして、あとの話は政府と与党に丸投げしているのでは、到底、多数を担う責任と向き合っているとは思えません。確かに国会は、数は力です。しかし、多数だからといって何でもできるわけではありませんし、何でもやっていいわけでは

え、全国人民を巻き込んだ壮大なうそでも言うべき、あの夏の熱狂は一体何だったんでしょうか。

私たちが自民党と公明党は、ガソリン暫定税率を明確に廃止する立場です。ただ、野党の皆さんと違うのは、責任ある与党として、ガソリン暫定税率を実際に廃止できるよう、来年の税制改正に向けて取り組んでいる点であります。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

私たちが自民党と公明党は、ガソリン暫定税率を明確に廃止する立場です。ただ、野党の皆さんと違うのは、責任ある与党として、ガソリン暫定税率を実際に廃止できるよう、来年の税制改正に向けて取り組んでいる点であります。

私たちは、財務金融委員会において、通常国会では八本もの内閣提出法案の審議に協力いたしました。それらを全て終えた後、先週から議員提案のガソリン暫定税率廃止法案の審議を求めています。しかし、審議入りを拒否していたのは自民党であり、自民党の委員長であります。委員長が交代して審議入りした途端、自民党が参考人招致を含めて充実審議を求めるのは支離滅裂であります。特に、与党二時間半を含む三時間の質疑は、重要広範議案ではない内閣提出法案と比較しても遜色のない審議であります。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

終わります。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

長谷川嘉一君登壇

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

ガソリン暫定税率が導入されたのは、一九七四年のことでした。当時、必要があつて導入されたことは事実です。暫定といいつつ、今なお廃止されていないこともまた事実です。

○議長(額賀福志郎君) 長谷川嘉一君。

案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)
日本の物価は三年連続で二%以上、上回っています。消費者物価指数は六か月連続で四%近くになっております。特にエネルギーと食品、この物価が高騰しており、家計を圧迫しております。立憲民主党は、国民の切実な声に応えるべく、エネルギー価格高騰に対して、ガソリン価格を引き下げるために、ガソリン暫定税率廃止法案を野党七党共同で提出いたしました。

からガソリン暫定税率廃止を約束しておきながら、今になっても実現できないのはなぜなのでしょう。やる気がないか、政策実行能力がないか、いかがでしょう。

今回の法案では、ガソリン暫定税率廃止に係る様々な課題をクリアする政策を野党が共同で提出いたしました。自民党と公明党が本場にガソリン暫定税率を廃止するつもりであるならば、是非賛成いただきたい。自民党と公明党に賛成していたければ、参議院も含めてこの通常国会で可決、成立することが出来ます。共に力を合わせて、物価高に苦しむ国民の暮らしを支えようではありませんか。

自民党からは、関係者の意見を十分聞いたのか、関係省庁、地方自治体、業界団体の意見はどうだったのかとの質問がありました。

しかし、ガソリン税の一番の関係者は、ガソリンを購入する国民です。国民の多くは、特に、公共交通機関が必ずしも十分ではない地方においては自動車に依存しており、ガソリン価格の高騰は家計を圧迫し、とてもつらいと意見を聞いております。したがって、五十年以上も続いた当分の間の税率を廃止することこそ、今、一番の関係者の意見ではないでしょうか。

私たちは、その他の関係者の意見も十分に聞いております。現場のガソリンを販売している事業者からは、ガソリン税の変更は手間ではあるものの、一回限りの税率変更であれば対応できると聞いております。確かに、過去には、ガソリン暫定税率が一旦失効したものの、その後すぐに再度引き上げられることになりましたので、現場の事業者の負担は大きかったものと承知しております。消費者にとっても、税率の引下げ前に買い控えなど、一定の混乱があったと承知しています

が、今回は暫定税率を廃止するという一回限りのものです。

加えて、過去の経験を踏まえ、ガソリン暫定税率廃止に伴う販売事業者において生じ得る損失についても、補助金で手当てするなどの対策が講じられることとしていくことから、過去のような負担や混乱は想定されないものと考えます。

その他、自民党からは財源についても質問がありました。

そもそも、政府・与党は、これまでも財源を手当てせずに様々な施策を打ち出してきました。自民党は、自民党の政策のためには財源は確保する必要はないが、野党が政策を提案すると途端に、財源は何かと言いつつ出します。御都合主義で支離滅裂と言わざるを得ません。

その上で、ガソリン暫定税率廃止に伴う減税は、今年度については七月からの実施であり、約八千億円を見込んでいますが、政府・与党が見込んでいる二四年度の税収上振れ分などで十分対応が可能であります。

以上申し上げたとおり、物価高から国民生活を守るために、ガソリン暫定税率を速やかに廃止することが必要であります。

本法案の私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 中川宏昌君。

(中川宏昌君登壇)

○中川宏昌君 公明党の中川宏昌です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりましたいわゆるガソリン暫定税率廃止法案に対し、断固反対の立場から討論を行います。(拍手) まず初めに申し上げたいのは、私たち公明党

は、暫定税率の廃止という目的そのものを否定しているわけではありません。むしろ、ガソリン税制の在り方については、これまでも慎重かつ丁寧に議論をしてまいりました。しかし、本法案に反対する本質的な理由は、その目的達成の手法、すなわち、過去に見たことのない拙速な進め方と、制度設計の極めて不十分な点であります。税の在り方という国の根幹に関わる重要なテーマについて、現場への配慮もなく、拙速かつ一方的に国会に提出し、さらに、十分な審議も行われないまま採決を強行するという今回のプロセスは、立法院として到底看過できません。

以下、反対の理由を申し上げます。

第一に、本法案が成立すれば、国と地方を合わせて年間約一兆二百億円もの恒久的な税収が失われることとなります。特に深刻なのは、地方財政への影響です。地方自治体の減収額は少なくとも約三百億円に達すると見込まれ、道路整備などの住民生活に直結する基礎的インフラ維持などに必要な財源を大きく揺るがすものであります。

仮に税収減を補填する場合は、予算措置や税制上の措置が必要です。にもかかわらず、本法案には、こうした地方の税収をどう補うかという肝腎な点について、何ら具体的な措置が示されておりません。必要な措置を講ずると抽象的な表現があるのみで、補填制度の仕組み、財源の確保、いつからどう対応するのか、また、この法案に対する地方自治体との協議の実態など、いずれも明確ではありません。全国知事会、市長会、町村会を含む地方六団体は、度々地方財政への懸念が表明されている中で、果たして、本法案の提出者はどれだけ誠実に耳を傾けたのでしょうか。こうした疑問が生じること自体、本法案には正当性がありません。

第二に、本法案の施行日は七月一日。すなわち、施行まであと十日しかありません。本場に、僅か十日で全国の現場が対応できるとお考えなのでしょうか。

二〇〇八年に暫定税率が一時失効した際、安くなったガソリンを求め、全国各地のガソリンスタンドは大渋滞。近隣住民からは苦情が寄せられ、在庫切れのスタンドは閉店するなど、現場は大混乱が発生をいたしました。さらには、高い税率で仕入れた在庫を安く売らざるを得ず、損失が発生。差損補償をめぐる対応の混乱が全国で発生をいたしました。当時の混乱と教訓を忘れたのでしょうか。

今回の法案は、必要な金銭給付を行うと記述しているだけで、具体的な制度設計は全く示されておりません。対象者は誰なのか、申請方法はどうか、審査や支給のフロー、予算措置の裏づけはどうなっているのか、全く書かれておりません。本法案に限らず、こうしたことは、本来、関係者の声を丁寧に伺いながら調整することが大前提であり、準備不足は明白であります。

第三に、物流コストやエネルギー価格、地球温暖化対策との整合性といった広い観点からの調整も行われておらず、極めて場当たり的であります。

このように、地方財政への影響、現場との調整不足、制度の不備、そして税制の公平性という観点から見て、本法案は余りにも多くの問題を抱えた、いわば欠陥法案であります。真に国民の暮らしを考える立法とは言えず、実績づくりありきの政治的パフォーマンスと映るのは、私だけではないはずです。

加えて申し上げれば、昨年十二月には、自民党、公明党、国民民主党の三党で、暫定税率の廃止に向け、関係者間で誠実に協議を進めていくとの合意がなされました。私も公明党も、この合意を重く受け止め、現場と丁寧に向き合いながら、ガソリン税制においては自動車関係諸税と併せて、抜本的に見直しを進めていく立場です。

それにもかかわらず、本法案は、こうした合意形成の枠組みを無視し、一方的に提出されたものであり、関係者との実務者協議も行われておりません。これは、合意精神に対する明確な背信行為であり、立法府における信頼と秩序を損なうものとして、誠に残念なことであり、強く遺憾の意を表明いたします。

国民生活に直結する重要な税制の見直しを行うのであれば、まずやるべきは、現場の声に真摯に耳を傾け、地方自治体、業界団体、消費者の立場を丁寧にすくい上げた上で、必要な制度を備え、責任ある立法を行うことであります。今、求められているのは、拙速な法案の成立ではなく、納得と安心を伴った制度設計であります。

以上の理由により、余りにも無責任な本法案に対して断固反対の意を表明し、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 萩原佳君。

〔萩原佳君登壇〕

○萩原佳君 日本維新の会の萩原佳です。

会派を代表し、ただいま議題となっておりますガソリン暫定税率廃止法案に対し、断固たる賛成の意を表明し、討論を行います。(拍手)

長引く物価高騰は、国民生活の隅々にまで深刻な影を落としています。その中でも、高止まりし

続けるガソリン価格は、特に地方で暮らす国民の暮らしをむしばんでいます。燃料の高騰は、日々の通勤や買物に自動車が必要不可欠な方々だけの問題ではありません。それは、我が国経済の動脈である物流を滞らせ、食を支える農林水産業を疲弊させ、人と物の移動を前提とする全ての産業のコストを押し上げる、まさに経済の血栓であります。

この切迫した状況を打開するために、我々日本維新の会は、ガソリン暫定税率の一刻も早い廃止こそが、国民の手に暮らしを取り戻す、最も直接的で有効な手段の一つであると確信しております。この信念に基づき、我が党は、与党を含めた各党との真摯な協議の扉を開きました。立憲民主党、国民民主党を含む五党に呼びかけ、応じていただいた自民党、公明党との間で、この三か月、六回にわたり、建設的な議論を積み重ねてまいりました。

協議の中では、多くの点で認識を共有してきました。ガソリン価格の高騰が国民生活を圧迫しているという問題意識、そして、この暫定税率という制度自体に恒久的な見直しが必要であるという点。我々は、与党が懸念を示した地方税収への影響や、小売店の損失発生といった課題にも真摯に向き合い、地方財政への影響を最小限に抑え、庫出課税の問題にも具体的な解決案を盛り込んだ、実行可能性の極めて高い法案を練り上げてまいりました。

しかし、どうでしょう。協議の最終盤戦、我々が目の当たりにしたのは、信じ難い与党の姿でありました。我々が、今年七月の廃止が無理なら、一体いつならいいのかと迫ったのに対し、返ってきたのは、いかなる条件をつけても廃止の時期は明言できないというゼロ回答だったのです。そ

もそも、この協議の場に着いたときから、暫定税率を廃止する意思などみじんもなかったのではないかと強く疑わざるを得ませんでした。

しかし、その疑念は、衆議院財務金融委員会における与党の対応で確信に変わりました。あろうことか、与党は、委員会の開会要求に応じず、審議拒否を行い、本院で史上初めて常任委員会の解任決議案が可決されている事態を招いたことは、与党の不誠実な対応に対する本院からの断罪にほかなりません。

そもそも、この暫定税率とは一体何なのでしょう。か。

その正体は、五十年もの長きにわたり国民を欺き続けてきた歴史的な虚偽であります。一九七四年に、道路整備の財源不足を補うべく、二年間の臨時措置として揮発油税と地方揮発油税に計五・八円の上乗せがなされたことに始まり、累次にわたって引き上げられてきました。以来、暫定税率は、環境政策や地方財源、インフラ整備などの役割が次々と課されて、半世紀にわたって存続してしまっただけの今の暫定税率の実態です。しかも、二〇〇九年、政府が自らの手で道路特定財源を廃止し、この税を一般財源化したにもかかわらずです。もはや、ガソリン暫定税率は、ゾンビ税制と呼ぶ以外にありません。制度としての正当性が失われているこのゾンビが、今、日本の経済と地方の暮らしをむしばんでいるんです。

環境に悪いという後づけの言い訳も、もはや通用いたしません。これが本当に環境税だといふのであれば、その歳入はなぜ環境対策に使われていないのですか。ドイツでは、エネルギー税の税収を社会保険料の引下げに充て、汚染に課税し、雇用を促進するという賢明な政策を行っています。

目的のはっきりしない、ただ国民を苦しめるだけのこの税を、環境税と呼ぶには余りにも不誠実です。

政府・与党は、我々の提案に対し、判で押したように、財源がないと繰り返し返します。しかし、これもまた国民を欺く詭弁です。経済対策と称して毎年何兆円ものばらまき給付を行う財源は、どこから出てくるのですか。国民一人当たり二万円を配れば二・五兆円。これだけの財源がありながら、国民生活に直接届き、経済の血流をよくする一リットル二十五・一円の減税ができないというのは、一体どういう理屈でしょうか。

そもそも、政府・与党が固執する補助金や現金給付という手法は、不誠実で場当たり的な対症療法にすぎません。補助金や現金給付というのは、本質的に不確実性と恣意性を持つ政策手段です。いつ始まり、いつ行われるのか、あるいはいつ終わるのか分からない補助金や現金給付に、国民、事業者、地方自治体は振り回され、安定した生活設計や経営計画など立てようがありません。

そして、不透明な仕組みは、国民の政治に対する深刻な疑念を生み出します。特定の業界団体への利益誘導ではないのか。我々の税金が、企業・団体献金と引換えに、一部の業界を潤すために使われているのではないのか。参議院議員選挙直前の現金給付は、我々の税金を使った選挙買収ではないのか。政治と金の問題に国民の厳しい目が注がれる今、このような不透明な税金の使い方は、政治不信の火に油を注ぐだけです。

対して、野党が提案した本法案、この減税という手段は、公平、透明、そして確実です。全ての国民が、ガソリンスタンドでその恩恵を即座にひとしく受けられる。そこに、いかなる政治的思惑

や恣意的な判断も介在する余地はありません。どちらが国のための、生きたお金の使い方か。もはや議論の余地はないはずです。

今こそ、歴史的な決断のときです。我々の前にある選択肢は、単なる法案の採決ではありません。それは、五十年続いた国民への欺瞞と経済を停滞させる過去の惰性にしがみつくのか、それとも、その不条理に終止符を打ち、国民とともに、正直で活力ある未来を切り開くのか、この選択です。

我々日本維新の会は、有言実行の政党です。国民との約束を、断じてここにはいたしません。何があるうと、このガソリン暫定税率の廃止を実現することをお願い申し上げ、本法案への賛成討論といたします。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)
○議長(額賀福志郎君) 浅野哲君。

(浅野哲君登壇)

○浅野哲君 国民民主党の浅野哲です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ガソリン暫定税率廃止法案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、討論の前提として、私たち国民民主党は、二〇二一年時点から、ガソリン価格の上昇が国民生活を圧迫していることに強い問題意識を持ち、トリガー条項の凍結解除によるガソリン販売価格の抑制策を提案してまいりました。

そして、昨年十二月十一日には、自由民主党、公明党、国民民主党の三党幹事長により、いわゆるガソリンの暫定税率は廃止すると正式に合意を交わしたという厳然たる事実があります。また、我々との合意の後も、与党は日本維新の会とも三党協議の場を設け、先ほどもありましたが、六回

にわたり協議を行ったと承知しております。しかしながら、我々との合意から半年が過ぎた今に至ってもなお、政府・与党からは何らの具体策も示されず、三党合意は事実上ほごにされつつあります。

そのような状況において、海外では国際紛争が激しさを増しており、特に中東地域におけるイスラエルとイランの武力衝突は、今後の国際エネルギー供給にとって大きな懸念材料となつています。我が国の国民生活の現状や国際社会の動向と照らし合わせても、本法案の内容は、その必要性が十分あるものと言えると考えます。

そもそも、ガソリンにかけられている一リッター当たり二十五・一円の当分の間税率は、一九七四年に、道路特定財源として、かつ、限定的なものとして導入されました。当時は、自動車は高級品だったため、いわゆる富裕層に対する課税との認識で国民の理解も得られたものと推察します。

現在は、一般財源化され、既に当初の課税根拠は消滅していることはもちろん、今や国民の約八割が自動車を保有し、地方においては生活の足として自動車の不可欠性が確立されており、その燃料価格が高騰していることから、国民生活を底支える点においても、当分の間税率の廃止は妥当であります。

むしろ、私たち立法院が考えるべきは、この当分の間税率を廃止した上で、中長期的に我が国にとって望ましいエネルギー供給構造を丁寧に描き、その方向性に沿った燃料課税の姿を再構築していくことではないでしょうか。政府・与党には、五十年以上の年月の中で変化を続けてきた我が国の生活様式や、極めて厳しい物価高を乗り越

えるため、既存の枠組みにとらわれない大きな視野で、この法案の有用性を捉えていただきたいと思ひます。

他方、財源については本日午前中の財務金融委員会においても与党側から多くの指摘、質問がありました。また、財源についても、私たちは既に具体的な方策を提案してきました。

まずは、燃料油価格激変緩和対策事業の基金を活用すること。

加えて、強調させていただきたいのは、近年の国、地方の税収が、毎年、過去最高税収を記録し続けている点であります。過去十年間、我が国の名目GDPの伸びはプラス二・二％。これに対して、国、地方の税収はプラス二・二％と、明らかに政府は経済の伸び以上の税収を国民から預かっている状態にあります。さらに、本年は、昨年の税収百十八・三兆円から更に十二兆円の税収増加を見込んでおり、その額は百二十六・八兆円になることは政府の予算計画の中でもはっきりと明示されています。これを国民に還元してほしいと、私たちは累次にわたって政府に要請してまいりました。

加えて、政府の一般会計不用額は、二〇二三年六・八兆円、その前年の二〇二二年は十一・三兆円と、データが確認できる直近二〇一九年から二〇二三年までの五年間の平均不用額は約六兆円に上ります。つまり、国、地方が国民から預かった税金を物価高に直面している国民に還元するという考え方だけでなく、毎年度の予算の精査により、当分の間税率廃止によつて生じる減収に対応することは十分に可能ではないでしょうか。

さらに、一言申し上げるならば、先日、政府・与党が突如として掲げた国民への二万円給付事業

は、その財源として二〇二四年度税収の上振れ分を活用することですが、これは、物価高対策という衣をまとった参議院選挙前のばらまきだとの指摘が後を絶ちません。大手の報道機関各社が行った最近の世論調査でも、約六割の国民が政府の二万円給付事業をネガティブ評価している状況となつています。

私たちは、改めて、集めた税金を返すくらいなら、最初から税金を取るべきではないことを強く求めます。納税者、生活者の立場に立てば、おのずと答えは減税に至ります。この選択こそ、広く国民の理解を得られる政策であると確信しております。

また、本法案が成立することで、ガソリンスタンドなど生活現場で混乱が生じるのではないかとこの指摘もあります。私たちは、二〇〇八年の事例を踏まえて、当初の考え方としては、事前に補助金を一リッター当たり二十五・一円に設定し、ある時点で補助金から減税にスイッチする方法も検討してはきました。しかしながら、本法案を他党、他会派の皆様と共同提出する協議の中で、差額支給によつて対応することとなりました。

しかし、直近の政府の補助金単価は一リッター十円であり、本法案が施行された場合には、七月一日以降は政府の補助金が入った現状の販売価格よりも値段が下がり、その状態が今後も継続することとなるため、国民の皆様にとつて一定の予見可能性は確保されるものと考えます。また、ガソリンスタンドには、これまで補助単価の異なるガソリンが混在する状況の中で日々の販売価格が決定されてきたことを踏まえれば、販売価格の変化は連続的なものとなることも想定されます。したがって、直前直後の買い控え、駆け込み需要と

いうものについては、許容できないほどの深刻な状況には至らないものと考えます。

最後に、この法案が提出された後に、財務金融委員会が開催されず、先日、財務金融委員長が解任され、昨日から新たな委員長の下で審議が行われてまいりました。これを野党の暴挙とおっしゃる野党議員もおられるようですが、それは違います。この法案の成立を求めているのは、ほかでもない国民の皆様です。

都内で日々物資を輸送して下さっている企業の皆さんや、地方で暮らし、毎日子供や家族の送り迎えをしている親御さん、暑い日差しの中で畑を耕し、軽トラックで野菜などを運ぶ農家の皆さんなどの姿を思い浮かべてください。

私たちは、こうして毎日頑張つてくれている人々の暮らしを支えるために、昨年の総選挙で私たち野党に票を投じてくださった国民の皆様の総意として、この法案を提出してきました。その重みをしっかり認識し、この議場にいる皆様の御理解の下、本法案の成立を強く望んで、賛成討論いたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 高井崇志君。

(高井崇志君登壇)

○高井崇志君 れいわ新選組の高井崇志です。

(拍手)

冒頭、本日の財務金融委員会が委員長職権で強行採決されたこと、そして、本会議に緊急上程されたことに強く抗議いたします。

この緊急上程に、何と与党も賛成したとのこと。私は、今朝の理事会で与党筆頭に、委員長解任決議、出さないので、れいわは賛成しますよと問いかけましたが、どうやら与党も戦う気はないようです。まさに、我が党の櫛淵共同代表が

この場でブラカードを掲げ、懲罰まで受けた、与党も野党も茶番を体現する出来事だと思います。

一昨日、私はこの場で、なぜ、会期末が迫り、どう考えても法案が成立しないタイミングで提出するのですか、選挙目当てのパフォーマンスであることは明らかであり、まさに茶番と言わざるを得ませんと発言し、与党席からも大きな拍手をいただきましたが、今、その思いはますます強くなっています。

我々は、昨日夕刻、強行採決されるとの情報を受け、誠に遺憾ながら、深夜に全国会議員に理由を説明の上、代表一任との了承を取り付け、本日の財務金融委員会の質疑を踏まえて、代表が判断することになりました。

これだけ国民生活にとって重要な法案を提出している以上、当然、国会会期を延長し、参議院で審議するのかもしれないや、法案提出者である野党七党はそれを求める気配もありません。百歩譲つて、今国会の会期はあと二日あるのですから、土日返上で参議院で審議するのかもしれないや、その気もないようです。土日は既に予定がいっぱいなどという、国会議員たちの極めて個人的都合が優先された判断に、あきれざるほありません。どう考えても、衆議院を通したけれども参議院で通らなかった、だから参議院の構成を変えようという、誰が見ても魂胆が見え見え、ばればれの茶番劇を見せられたと言わざるを得ません。

加えて、一昨日、この場で立憲の野田代表に、内閣不信任案を提出してガソリン税解散を求める覚悟はありますかと問うたにもかかわらず、その返事もないまま、昨日、維新、国民両党とのみ党首会談を行っただけで、提出しないということを決めたようです。こうしたことを考えれば、私自身は、本法案には反対すべきだと思います

強くなりました。

一方で、この法案は、れいわ新選組がかつてより公約に掲げ、ポスターまで作成して訴えてきたガソリン税ゼロに向けて大きく前進する法案です。たとえ、今回成立しなくても、衆議院で可決されたことは一歩前進であることは間違いなく、与野党の茶番にこれ以上つき合わされるのは真つ平御免だという思いはあるものの、三十年続く不況にコロナ、物価高の三重苦に苦しむ人々に少しでも希望の光をともしたいという大局的判断で、苦渋の決断ではありますが、賛成することになりました。

野党が一致すれば、このように通るのですよ。なぜ消費税廃止、減税でやらないんですか。国民が一番求めているのは消費税減税ですよ。

この場に集う全ての国会議員の皆さんに申し上げます。いいかげん、茶番国会はやめて、人々の苦しみに関わり添い、生きているだけで価値がある、そんな社会を一緒につくりましょう。

れいわ新選組は、与野党が茶番を続ける限り、どちらにもくみせず、参議院選挙を戦い、茶番国会を改革し、政権を担って、積極財政による消費税廃止、季節ごとの現金給付、社会保険料の引下げを始めとする経済対策を実行することをお約束し、賛成討論いたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、ガソリン暫定税率廃止法案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

ます。二〇二二年からあらゆる物の価格が上昇し

始め、消費者物価は今年に入っても下がる気配はなく、四月の上昇率は三・六％を記録しました。とりわけ、生きていくために必要な米を含む食料品の価格高騰は国民の生活を直撃しています。昨秋以来、食品価格の上昇率は前年同月比で四％を超え、直近四か月では六％から七％台と、異常な値上がりが続いています。しかも、今後も更なる食品の値上げが予定されており、二〇二五年中には、二万品目以上の飲食料品が値上げする見込みも報告されています。まさに、生活と経営の危機が迫っているのです。

政府・自民党、公明党は、この間の物価高騰対策として、最も効果の高い消費税減税には背を向け、給付金、補助金などをばらまいただけでした。効果はなく、物価上昇を抑制できていないことは、否定できない事実です。にもかかわらず、石破総理は、再び現金給付を行うと言い出しました。参院選対策として一律二万円という給付金を公約したことは、余りにも国民を愚弄するものであります。

政府の無為無策が続く間にも、物価高騰と実質賃金のマイナスが続く、国民は生活破壊にさらされているのです。ばらまきが続けるのではなく、物価を直接下げる減税に取り組むべきです。

本法案が目指すガソリン暫定税率の廃止は、流通コストの高騰があらゆる物の価格に影響していることを考えれば、幅広く物価の値上がりを抑える効果が期待され、物価高騰対策として有効な手段であることは間違いありません。しかも、緊迫する中東情勢を踏まえれば、今後、原油価格が高騰する懸念は否定できません。まさに、そのような情勢に備える観点でも、ガソリン小売価格の高

騰を抑制することは、当然、実施すべき対策であります。

そもそも、暫定税率は、第一次オイルショックのときに、大規模な道路開発を実行するための財源を確保するために、国民の反対の声を無視して導入された特定財源でした。二〇〇九年に一般財源化されたときに、既に目的を逸しており、本則税率に戻すべきでした。異常な物価高騰に国民が窮している今、国民要求にかなうガソリン税の暫定税率の廃止法案に、当然、賛成するものであります。

さらに、やるべき物価高騰対策が消費税減税です。我が党は、消費税廃止を目指し、緊急に５％に減税し、インボイスを廃止することを一貫して求めてきました。どの世論調査でも、現金給付ではなく、消費税減税を求める声が多数を占めており、消費税減税こそが最も有効な物価高騰対策であることは明らかです。

ガソリン暫定税率の廃止、消費税の減税、不公平税制の抜本的見直しを求めて、討論を終わります。（拍手）

○議長（額賀福志郎君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（額賀福志郎君） 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○鈴木隼人君 請願上程に関する緊急動議を提出いたします。

本日委員会の審査を終了した裁判所の人的・物的充実に関する請願外五百請願を一括議題とし、その審議を進められることを望みます。

〔請願の件名は本号末尾に掲載〕

○議長（額賀福志郎君） 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。

裁判所の人的・物的充実に関する請願外五百請願

○議長（額賀福志郎君） 裁判所の人的・物的充実に関する請願外五百請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録(二)に掲載〕

○議長（額賀福志郎君） 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長（額賀福志郎君） お諮りいたします。

国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会外六特別

委員会から、閉会中審査をいたしたいとの申出があります。

〔閉会中審査案件は本号末尾に掲載〕

○議長（額賀福志郎君） 各委員会から申出のあった案件中、まず、総務委員会から申出の郵政民営化法等の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、国土交通委員会から申出のライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、国土交通委員会から申出の特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、内閣委員会から申出の我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、法務委員会から申出の黒岩宇洋君外五名提出、民法の一部を改正する法律案、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案、円より子君外四名提出、民法の一部を改正する法律案、大河原まさこ君外七名提出、民法の一部を改正する法律案及び性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査をするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（額賀福志郎君） 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

次に、ただいま閉会中審査することに決まりました案件を除く他の案件について、各委員会において申出のとおり閉会中審査をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君） 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○議長（額賀福志郎君） この際、暫時休憩いたします。

午後二時七分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席国務大臣

財務大臣 加藤 勝信君

請 願			
(法務委員会)			
一	裁判所の人的・物的充実に関する請願 (枝野幸男君紹介)(第一六一五号)	三一	同(櫻井周君紹介)(第二〇六八号)
二	同(寺田学君紹介)(第一六一六号)	三二	同(金子恵美君紹介)(第二二七八号)
三	同(野間健君紹介)(第一六一七号)	三三	同(中島克仁君紹介)(第二二七九号)
四	同(山田勝彦君紹介)(第一六一八号)	三四	同(階猛君紹介)(第二五八六号)
五	同(有田芳生君紹介)(第一六七六号)	三五	同(森田俊和君紹介)(第二七六一号)
六	同(平岡秀夫君紹介)(第一六七七号)	三六	同(伊藤俊輔君紹介)(第三〇〇五号)
七	同(柚木道義君紹介)(第一六七八号)	三七	同(黒岩宇洋君紹介)(第三〇〇六号)
八	同(稲富修二君紹介)(第一七一一号)	三八	同(藤岡たかお君紹介)(第三〇〇七号)
九	同(鎌田さゆり君紹介)(第一七一二号)	三九	同(本村伸子君紹介)(第三三三六号)
一〇	同(川内博史君紹介)(第一七一三号)	(厚生労働委員会)	
一一	同(重徳和彦君紹介)(第一七一四号)	一	パーキンソン病治療研究支援及び医療 費助成制度の改善に関する請願(枝野 幸男君紹介)(第五五八号)
一二	同(篠田奈保子君紹介)(第一七一五号)	二	国民を腎疾患から守る総合対策の早期 確立に関する請願(青山人君紹介 (第五六八号))
一三	同(藤原規真君紹介)(第一七一六号)	三	同(赤羽一嘉君紹介)(第五六九号)
一四	同(円より子君紹介)(第一七一七号)	四	同(井坂信彦君紹介)(第五七〇号)
一五	同(道下大樹君紹介)(第一七八号)	五	同(石井智恵君紹介)(第五七一号)
一六	同(本村伸子君紹介)(第一七一九号)	六	同(上田英俊君紹介)(第五七二号)
一七	同(赤嶺政賢君紹介)(第一七八四号)	七	同(鬼木誠君紹介)(第五七三号)
一八	同(神谷裕君紹介)(第一七八五号)	八	同(小淵優子君紹介)(第五七四号)
一九	同(菊田真紀子君紹介)(第一七八六号)	九	同(鎌田さゆり君紹介)(第五七五号)
二〇	同(志位和夫君紹介)(第一七八七号)	一〇	同(吉良州司君紹介)(第五七六号)
二一	同(塩川鉄也君紹介)(第一七八八号)	一一	同(黒岩宇洋君紹介)(第五七七号)
二二	同(辰巳孝太郎君紹介)(第一七八九号)	一二	同(斉木武志君紹介)(第五七八号)
二三	同(田村貴昭君紹介)(第一七九〇号)	一三	同(佐藤公治君紹介)(第五七九号)
二四	同(田村智子君紹介)(第一七九一号)	一四	同(志位和夫君紹介)(第五八〇号)
二五	同(堀川あきこ君紹介)(第一七九二号)	一五	同(高市早苗君紹介)(第五八一号)
二六	同(本村伸子君紹介)(第一七九三号)	一六	同(武村展英君紹介)(第五八二号)
二七	同(屋良朝博君紹介)(第一七九四号)	一七	同(田嶋要君紹介)(第五八三号)
二八	同(米山隆一君紹介)(第一七九五号)	一八	同(辻英之君紹介)(第五八四号)
二九	同(松下玲子君紹介)(第一八三四号)		
三〇	同(斎藤アレックス君紹介)(第一九三		

[illegible]

令和七年六月二十日 衆議院會議録第三十六号 請願

一九八	国立病院の機能強化に関する請願(小宮山泰子君紹介)(第一二二三号)	二二三	同(田中健君紹介)(第一二九九号)	二五六	同(中曽根康隆君紹介)(第一三四〇号)	二七九	同(馬淵澄夫君紹介)(第一六六一号)
一九九	同(佐藤公治君紹介)(第一二三三号)	二二四	同(角田秀穂君紹介)(第一三〇〇号)	二五七	同(福重隆浩君紹介)(第一三四一号)	二八〇	同(棚橋泰文君紹介)(第一七〇三号)
二〇〇	同(高橋永君紹介)(第一二三四号)	二二五	同(根本拓君紹介)(第一三〇一号)	二五八	同(山井和則君紹介)(第一三四二号)	二八一	同(田畑裕明君紹介)(第一七〇四号)
二〇一	同(松木けんこう君紹介)(第一二三五号)	二二六	同(長谷川嘉一君紹介)(第一三〇二号)	二五九	同(高橋永君紹介)(第一四〇〇号)	二八二	同(柳沢剛君紹介)(第一七〇五号)
二〇二	同(志位和夫君紹介)(第一二五〇号)	二二七	同(馬場雄基君紹介)(第一三〇三号)	二六〇	同(平林晃君紹介)(第一四〇一号)	二八三	同(柚木道義君紹介)(第一七〇六号)
二〇三	同(浅野哲君紹介)(第一二五三号)	二二八	同(林佑美君紹介)(第一三〇四号)	二六一	パキンソン病治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一四五二号)	二八四	同(鎌田さゆり君紹介)(第一七七二号)
二〇四	同(田村貴昭君紹介)(第一二五四号)	二二九	同(福森和歌子君紹介)(第一三〇五号)	二六二	国立病院の機能強化に関する請願(大西健介君紹介)(第一四五三号)	二八五	同(川内博史君紹介)(第一七七三号)
二〇五	同(赤嶺政賢君紹介)(第一二五八号)	二三〇	同(船田元君紹介)(第一三〇六号)	二六三	同(佐々木ナオミ君紹介)(第一四九一号)	二八六	同(堤かなめ君紹介)(第一七七四号)
二〇六	同(白石洋一君紹介)(第一二五九号)	二三一	同(升田世喜男君紹介)(第一三〇七号)	二六四	同(津村啓介君紹介)(第一四九二号)	二八七	同(松木けんこう君紹介)(第一七七五号)
二〇七	同(斎藤アレックス君紹介)(第一二七四号)	二三二	同(森山浩行君紹介)(第一三〇八号)	二六五	同(堀川あきこ君紹介)(第一四九三号)	二八八	同(宮内秀樹君紹介)(第一七七六号)
二〇八	同(田中健君紹介)(第一二七五号)	二三三	同(古田宣弘君紹介)(第一三〇九号)	二六六	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(馬場伸幸君紹介)(第一四六一号)	二八九	現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願(柚木道義君紹介)(第一七八八号)
二〇九	同(西川将人君紹介)(第一二七六号)	二三四	同(渡辺周君紹介)(第一三一〇号)	二六七	同(大石あきこ君紹介)(第一四九七号)	二九〇	国立病院の機能強化に関する請願(佐原若子君紹介)(第一八五五号)
二一〇	同(渡辺創君紹介)(第一二八一号)	二三五	同(東徹君紹介)(第一三一六号)	二六八	同(木原稔君紹介)(第一四九八号)	二九一	同(福田昭夫君紹介)(第一八五六号)
二一一	同(大河原まさこ君紹介)(第一二九一号)	二三六	同(池下卓君紹介)(第一三一七号)	二六九	同(荒井優君紹介)(第一五一三号)	二九二	同(宮川伸君紹介)(第一八五七号)
二一二	同(篠原豪君紹介)(第一二九二号)	二三七	同(池田真紀君紹介)(第一三一八号)	二七〇	同(尾辻かな子君紹介)(第一五一四号)	二九三	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(岡本充功君紹介)(第一九二一号)
二二三	同(村岡敏英君紹介)(第一三一五号)	二三八	同(石川香織君紹介)(第一三一九号)	二七一	国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願(堀川あきこ君紹介)(第一四九〇号)	二九四	同(斎藤アレックス君紹介)(第一九二二号)
二二四	同(篠原孝君紹介)(第一三七九号)	二三九	同(岡田克也君紹介)(第一三二〇号)	二七二	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(浅野哲君紹介)(第一六一一号)	二九五	同(古川禎久君紹介)(第一九二三号)
二二五	パキンソン病治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願(棚橋泰文君紹介)(第一二六二号)	二四〇	同(小淵優子君紹介)(第一三二一号)	二七三	同(白石洋一君紹介)(第一六一二号)	二九六	同(細野豪志君紹介)(第一九二四号)
二二六	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(階猛君紹介)(第一二八〇号)	二四一	同(金子恵美君紹介)(第一三二二号)	二七四	同(井坂信彦君紹介)(第一六五六号)	二九七	国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願(丹羽秀樹君紹介)(第一九八九号)
二二七	同(井野俊郎君紹介)(第一二九三号)	二四二	同(源馬謙太郎君紹介)(第一三二三号)	二七五	同(石田真敏君紹介)(第一六五七号)	二九八	同(大野敬太郎君紹介)(第二一八三号)
二二八	同(小熊慎司君紹介)(第一二九四号)	二四三	同(酒井なつみ君紹介)(第一三二四号)	二七六	同(寺田学君紹介)(第一六五八号)	二九九	同(阪口直人君紹介)(第二一八四号)
二二九	同(吉良州司君紹介)(第一二九五号)	二四四	同(佐原若子君紹介)(第一三二五号)	二七七	同(長坂康正君紹介)(第一六五九号)	三〇〇	国立病院の機能強化に関する請願(緑川貴士君紹介)(第二一〇六号)
二三〇	同(鈴木英敬君紹介)(第一二九六号)	二四五	同(世耕弘成君紹介)(第一三二六号)	二七八	同(沼崎満子君紹介)(第一六六〇号)	三〇一	同(北神圭朗君紹介)(第二一八五号)
三一一	同(鈴木貴子君紹介)(第一二九七号)	二四六	同(長友慎治君紹介)(第一三二七号)				
三一二	同(武村展英君紹介)(第一二九八号)	二四七	同(長谷川淳二君紹介)(第一三二八号)				
		二四八	同(福田昭夫君紹介)(第一三二九号)				
		二四九	同(藤岡たかお君紹介)(第一三三〇号)				
		二五〇	同(山本大地君紹介)(第一三三一号)				
		二五一	同(石井智恵君紹介)(第一三三二五号)				
		二五二	同(佐藤英道君紹介)(第一三三六号)				
		二五三	同(田所嘉徳君紹介)(第一三三七号)				
		二五四	同(玉木雄一郎君紹介)(第一三三八号)				
		二五五	同(津島淳君紹介)(第一三三九号)				

[illegible]

令和七年六月二十日 衆議院会議録第三十六号 請願 各委員会閉会中審査申出案件

一一一

三九九	同(福田徹君紹介)(第三四九〇号)	四二六	同(渡辺創君紹介)(第三一三四号)	四五六	同(櫛渕万里君紹介)(第三四〇七号)	七、内閣の重要政策に関する件
四〇〇	同(早稲田ゆき君紹介)(第三四九一号)	四二七	同(阿部知子君紹介)(第三二九五号)	四五七	同(末松義規君紹介)(第三四〇八号)	八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
四〇一	現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行 政体制の整備を目指すことに関する請 願(荒井優君紹介)(第三〇八六号)	四二八	同(大串博志君紹介)(第三二九六号)	四五八	同(辰巳孝太郎君紹介)(第三四〇九号)	九、栄典及び公式制度に関する件
		四二九	同(大西健介君紹介)(第三二九七号)	四五九	同(長妻昭君紹介)(第三四一〇号)	一〇、男女共同参画社会の形成の促進に 関する件
		四三〇	同(菊田真紀子君紹介)(第三二九八号)	四六〇	てんかんのある人とその家族の生活を 支える啓発に関する請願(宮下一郎君 紹介)(第三三〇九号)	
四〇二	同(道下大樹君紹介)(第三〇八七号)	四三一	同(佐藤英道君紹介)(第三二九九号)			一一、国民生活の安定及び向上に関する件
四〇三	同(田村貴昭君紹介)(第三二八四号)	四三二	同(玉木雄一郎君紹介)(第三三〇〇号)	四六一	パーキンソン病治療研究支援及び医療 費助成制度の改善に関する請願(山崎 正恭君紹介)(第三三九八号)	一二、警察に関する件
四〇四	同(中島克仁君紹介)(第三二八五号)	四三三	同(田村貴昭君紹介)(第三三〇一号)			総務委員会
四〇五	てんかんのある人とその家族の生活を 支える医療、福祉、労働に関する請願 (青柳陽一郎君紹介)(第三一一三号)	四三四	同(田村智子君紹介)(第三三〇二号)			一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する 法律案(青柳仁士君外一名提出、衆法第一 二号)
四〇六	同(荒井優君紹介)(第三一一四号)	四三五	同(寺田学君紹介)(第三三〇三号)			二、地方税法の一部を改正する法律案(吉川 元君外六名提出、衆法第二七号)
四〇七	同(枝野幸男君紹介)(第三一一五号)	四三七	同(馬場伸幸君紹介)(第三三〇五号)			三、地方公務員法等の一部を改正する法律案 (大島敦君外十六名提出、衆法第四六号)
四〇八	同(大河原まさこ君紹介)(第三一一六 号)	四三八	同(本村伸子君紹介)(第三三〇六号)			四、地方公務員の労働関係に関する法律案 (大島敦君外十六名提出、衆法第四七号)
四〇九	同(おおつき紅葉君紹介)(第三一一七 号)	四三九	同(矢崎堅太郎君紹介)(第三三〇七号)			五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案 (山口俊一君外六名提出、衆法第五八号)
四一〇	同(奥野総一郎君紹介)(第三一一八号)	四四〇	同(山崎誠君紹介)(第三三〇八号)			六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に 関する件
四一一	同(鎌田さゆり君紹介)(第三一一九号)	四四一	同(岡田悟君紹介)(第三四二九号)			七、地方自治及び地方税財政に関する件
四一二	同(坂本竜太郎君紹介)(第三一二〇号)	四四二	同(岡本あき子君紹介)(第三四三〇号)			八、情報通信及び電波に関する件
四一三	同(志位和夫君紹介)(第三一二二号)	四四三	同(岡本三成君紹介)(第三四三一号)			九、郵政事業に関する件
四一四	同(重徳和彦君紹介)(第三一二二号)	四四四	同(末松義規君紹介)(第三四三二号)			一〇、消防に関する件
四一五	同(柴田勝之君紹介)(第三一二三号)	四四五	同(辰巳孝太郎君紹介)(第三四三三号)			法務委員会
四一六	同(高橋永君紹介)(第三一二四号)	四四六	同(石川香織君紹介)(第三四九三号)			一、民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋 君外五名提出、衆法第二九号)
四一七	同(武正公一君紹介)(第三一二五号)	四四七	同(栗原涉君紹介)(第三四九四号)			二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案 (藤田文武君外二名提出、衆法第三〇号)
四一八	同(辻英之君紹介)(第三一二六号)	四四八	同(西川将人君紹介)(第三四九五号)			三、民法の一部を改正する法律案(円より子 君外四名提出、衆法第三五号)
四一九	同(藤岡たかお君紹介)(第三一二七号)	四四九	同(福田徹君紹介)(第三四九六号)			
四二〇	同(牧義夫君紹介)(第三一二八号)	四五〇	国民を腎疾患から守る総合対策の早期 確立に関する請願(小川淳也君紹介) (第三二四五号)			
四二一	同(道下大樹君紹介)(第三一二九号)	四五一	同(本村伸子君紹介)(第三二四六号)			
四二二	同(山岡達丸君紹介)(第三一三〇号)	四五二	同(山崎正恭君紹介)(第三三九九号)			
四二三	同(屋良朝博君紹介)(第三一三一号)	四五三	国立病院の機能強化に関する請願(小 川淳也君紹介)(第三三三九号)			
四二四	同(柚木道義君紹介)(第三一三二号)	四五四	同(眞野哲君紹介)(第三三六〇号)			
四二五	同(米山隆一君紹介)(第三一三三号)	四五五	同(本村伸子君紹介)(第三三六一号)			

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、我が国の総合的な安全保障の確保を図る
ための土地等の取得、利用及び管理の規制
に関する施策の推進に関する法律案(前原
誠司君外五名提出、第二百十六回国会衆法
第二四号)
- 二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案
(田中健君外一名提出、衆法第三二号)
- 三、国家公務員法等の一部を改正する法律案
(大島敦君外十七名提出、衆法第四三号)
- 四、国家公務員の労働関係に関する法律案
(大島敦君外十七名提出、衆法第四四号)
- 五、公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提
出、衆法第四五号)
- 六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国
境離島地域に係る地域社会の維持に関する
特別措置法の一部を改正する法律案(山田
勝彦君外九名提出、衆法第六〇号)
- 七、内閣の重要政策に関する件
- 八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に
関する件
- 九、栄典及び公式制度に関する件
- 一〇、男女共同参画社会の形成の促進に
関する件
- 一一、国民生活の安定及び向上に関する件
- 一二、警察に関する件
- 総務委員会
- 一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する
法律案(青柳仁士君外一名提出、衆法第一
二号)
- 二、地方税法の一部を改正する法律案(吉川
元君外六名提出、衆法第二七号)
- 三、地方公務員法等の一部を改正する法律案
(大島敦君外十六名提出、衆法第四六号)
- 四、地方公務員の労働関係に関する法律案
(大島敦君外十六名提出、衆法第四七号)
- 五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案
(山口俊一君外六名提出、衆法第五八号)
- 六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に
関する件
- 七、地方自治及び地方税財政に関する件
- 八、情報通信及び電波に関する件
- 九、郵政事業に関する件
- 一〇、消防に関する件
- 法務委員会
- 一、民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋
君外五名提出、衆法第二九号)
- 二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案
(藤田文武君外二名提出、衆法第三〇号)
- 三、民法の一部を改正する法律案(円より子
君外四名提出、衆法第三五号)

四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十九名提出、衆法第六一号) 五、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、衆法第三二号) 六、民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、衆法第六四号) 七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、衆法第六五号) 八、裁判所の司法行政に関する件 九、法務行政及び検察行政に関する件 一〇、国内治安に関する件 一一、人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一号) 二、一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、第二百十六回国会衆法第四号) 三、財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号) 四、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第三三号)	五、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第二五号) 六、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出、衆法第五二号) 七、財政に関する件 八、税制に関する件 九、関税に関する件 一〇、外国為替に関する件 一一、国有財産に関する件 一二、たばこ事業及び塩事業に関する件 一三、印刷事業に関する件 一四、造幣事業に関する件 一五、金融に関する件 一六、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号) 二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、衆法第六号) 三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、衆法第七号) 四、文部科学行政の基本施策に関する件 五、生涯学習に関する件 六、学校教育に関する件 七、科学技術及び學術の振興に関する件 八、科学技術の研究開発に関する件 九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件
厚生労働委員会 一、医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号) 二、就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外六名提出、第二百十五回国会衆法第二号) 三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号) 四、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三三号) 五、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(中島克仁君外十二名提出、衆法第一号) 六、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(井坂信彦君外十二名提出、衆法第二号) 七、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(井坂信彦君外十五名提出、衆法第三号) 八、健康保険法等の一部を改正する法律案(中島克仁君外十名提出、衆法第八号) 九、厚生労働関係の基本施策に関する件 一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第三八号)	二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出、衆法第三九号) 三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四〇号) 四、地域在来品種等の種の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四一号) 五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出、衆法第四二号) 六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、衆法第六二号) 七、農林水産関係の基本施策に関する件 八、食料の安定供給に関する件 九、農林水産業の発展に関する件 一〇、農林漁業者の福祉に関する件 一一、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギーに電気に係る賦課金の請求が行われないうようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名提出、第二百十六回国会衆法第五号) 二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(階猛君外六名提出、衆法第一一号) 三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名提出、衆法第五四号)

四、経済産業の基本施策に関する件 五、資源エネルギーに関する件 六、特許に関する件 七、中小企業に関する件 八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 九、鉱業に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁士君外二名提出、衆法第二四号) 二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出、衆法第六三三号) 三、国土交通行政の基本施策に関する件 四、国土計画、土地及び水資源に関する件 五、都市計画、建築及び地域整備に関する件 六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 七、陸運、海運、航空及び観光に関する件 八、北海道開発に関する件 九、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名提出、衆法第六六号) 二、環境の基本施策に関する件 三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件 四、循環型社会の形成に関する件 五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件 六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 七、原子力の規制に関する件 八、公害紛争の処理に関する件	安全保障委員会 一、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算行政監視委員会 一、令和五年度一般会計歳入歳出決算 令和五年度特別会計歳入歳出決算 令和五年度国税収納金整理資金受払計算書 令和五年度政府関係機関決算書 二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書 三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書 四、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) 五、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) 六、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) 七、歳入歳出の実況に関する件 八、国有財産の増減及び現況に関する件 九、政府関係機関の経理に関する件 一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件 一一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 一二、行政監視に関する件	議院運営委員会 一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公二君外五名提出、衆法第五二一号) 二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第五九号) 三、衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公二君外五名提出、衆規第二二号) 四、国会法等改正に関する件 五、議長よりの諮問事項 六、その他議院運営委員会の所管に属する事項 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会 一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二二号) 二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件 政治改革に関する特別委員会 一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第九号) 二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二二号) 三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三三号) 四、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外四名提出、衆法第四四号) 五、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外四名提出、衆法第五五号)	六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名提出、衆法第二二二号) 七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出、衆法第五〇号) 八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名提出、衆法第五五号) 九、政治改革に関する件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関する件 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する件 消費者問題に関する特別委員会 一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件 原子力問題調査特別委員会 一、原子力問題に関する件 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、衆法第二二二号) 二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十二名提出、衆法第五六号) 三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十三名提出、衆法第五七号) 四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件
---	--	---	---

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

手話に関する施策の推進に関する法律

(通知書受領)

一、去る十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

一、今二十日、石破内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

内閣閣第一〇〇号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

天皇皇后両陛下下のモンゴル御訪問について

標記について、本日(六月二十日(金))の閣議

において別紙のとおり決定されましたので、通知いたします。

(別紙)

天皇皇后両陛下下のモンゴル御訪問について

(令和七年六月二十日閣議決定)

かねてより、モンゴル大統領閣下から、天皇

皇后両陛下下に対し同国を御訪問いただきたい旨

の招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係に

鑑み、両陛下に同国を公式に御訪問願うことと

いたしたい。

御日程については、七月六日東京御出発、同

月十三日御帰国の予定である。

令和七年六月二十日 衆議院会議録第三十六号

御日程の概要

月 日	曜日	御 日 程
七月六日	日	東 京 御 発 ウランバートル 御着(モンゴル)
七月七日	月	同 地 御 滞 在
七月十二日	土	同 地 御 滞 在
七月十三日	日	東 京 御 着

一、今二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人男女共同参画機構法

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律

一、今二十日、石破内閣総理大臣から額賀議長宛て、次の通知書を受領した。

閣議第三七八号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

私は、令和七年六月二十四日(火)午前六時五

十分羽田空港発、六月二十六日(木)午前十一時

五十五分同空港着の予定で、オランダ王国訪問

のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、今二十日、内閣を経由して日本銀行総裁植田

和男君から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通

貨及び金融の調節に関する報告書

(理事補欠選任)

一、去る十八日、厚生労働委員会において、次の

とおり理事を補欠選任した。

議長報告

理事 田中 健君(理事浅野哲君去る十八

日委員辞任につきその補欠)

理事 浅野 哲君(理事田中健君去る十八

日委員辞任につきその補欠)

一、昨十九日、財務金融委員会において、次のと

おり理事を補欠選任した。

理事 長谷川嘉一君(理事阿久津幸彦君去る

十八日委員長就任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

原口 一博君

田村 智子君

田村 貴昭君

文部科学委員

辞任

遠藤 利明君

木原 稔君

萩生田光一君

松野 博一君

三谷 英弘君

竹内 千春君

吉川 元君

国光あやの君

小池 正昭君

島田 智明君

福原 淳嗣君

松島みどり君

齋藤 裕喜君

山 登志浩君

厚生労働委員

辞任

長谷川淳二君

福田かおる君

酒井なつみ君

浅野 哲君

森ようすけ君

鈴木 英敬君

石井 智恵君

尾崎 正直君

高見 康裕君

岡田 華子君

仙田 晃宏君

田中 健君

浅野 哲君

酒井なつみ君

森ようすけ君

高見 康裕君

仙田 晃宏君

岡田 華子君

福田かおる君

長谷川淳二君

酒井なつみ君

森ようすけ君

高見 康裕君

石井 智恵君

鈴木 英敬君

浅野 哲君

森ようすけ君

尾崎 正直君

鈴木 英敬君

岡田 華子君

福田かおる君

長谷川淳二君

補欠

尾崎 正直君

鈴木 英敬君

岡田 華子君

田中 健君

石井 智恵君

高見 康裕君

仙田 晃宏君

岡田 華子君

福田かおる君

長谷川淳二君

酒井なつみ君

森ようすけ君

高見 康裕君

石井 智恵君

鈴木 英敬君

浅野 哲君

森ようすけ君

高見 康裕君

仙田 晃宏君

岡田 華子君

福田かおる君

長谷川淳二君

酒井なつみ君

森ようすけ君

高見 康裕君

石井 智恵君

鈴木 英敬君

浅野 哲君

森ようすけ君

尾崎 正直君

鈴木 英敬君

岡田 華子君

福田かおる君

[illegible]

一、今二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員

辞任

小宮山泰子君
中川 宏昌君
杉村 慎治君
山崎 正恭君
政治改革に関する特別委員

辞任

田所 嘉徳君
江田 憲司君
櫻井 周君
矢崎堅太郎君
青柳 仁士君
山口 良治君
西田 昭二君
おおつき紅葉君
長友よしひろ君
森山 浩行君
おおつき紅葉君
阿部 弘樹君
沼崎 満子君
田所 嘉徳君
矢崎堅太郎君
江田 憲司君
櫻井 周君
青柳 仁士君
山口 良治君

補欠

西田 昭二君
長友よしひろ君
森山 浩行君
おおつき紅葉君
阿部 弘樹君
沼崎 満子君
田所 嘉徳君
矢崎堅太郎君
江田 憲司君
櫻井 周君
青柳 仁士君
山口 良治君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

上田 英俊君
小林 鷹之君
向山 淳君
栗原 涉君
根本 拓君
森下 千里君
川内 博史君
補欠
森下 千里君
根本 拓君
栗原 涉君
向山 淳君
小林 鷹之君
上田 英俊君
吉川 元君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

西村 康稔君
原口 一博君
加藤 竜祥君
藤原 規眞君
原子力問題調査特別委員

辞任

村上 智信君
辰巳孝太郎君
空本 誠喜君
堀川あきこ君
補欠
空本 誠喜君
堀川あきこ君
村上 智信君
辰巳孝太郎君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、今二十日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

小林 鷹之君
岡田 悟君
階 猛君
青柳 仁士君
深澤 陽一君
森山 浩行君
渡辺 創君
黒田 征樹君
黒田 征樹君
補欠
深澤 陽一君
森山 浩行君
渡辺 創君
黒田 征樹君
青柳 仁士君

(議案提出)

一、去る十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名提出)
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十九名提出)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出)
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出)

一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出)
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出)

(議案受領)

一、昨十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十九名提出、衆法第六一号)
法務委員会 付託
一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出、衆法第三一号)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名提出、衆法第四三三三)

国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名提出、衆法第四四四)

公務員庁設置法案(大島敦君外十七名提出、衆法第四五五)

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出、衆法第六〇号)

以上五件 内閣委員会 付託

軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名提出、衆法第二二二)

地方税法の一部を改正する法律案(吉川元君外六名提出、衆法第二七号)

地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四六六)

地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四七号)

郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外六名提出、衆法第五八八)

以上五件 総務委員会 付託

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出、衆法第三二二)

民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出、衆法第六四四)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出、衆法第六五五)

以上三件 法務委員会 付託

若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に關し講ずべき措置に關する法律案(田中健君外一名提出、衆法第二三号) 外国為替資金特別会計の在り方の見直しに關する法律案(田中健君外一名提出、衆法第二五号) 租税特別措置の適用状況の透明化等に關する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名提出、衆法第五二号)	国有林野事業に従事する職員給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出、衆法第三九号) 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に關する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四〇号) 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に關する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第四一号) 食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出、衆法第四二号) 主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出、衆法第六二号)	令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件) 令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件) 以上三件 決算行政監視委員会 付託 衆議院の解散に係る手続等に關する法律案(武正公一君外五名提出、衆法第五一号) 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に關する法律案(古川元久君外一名提出、衆法第五九号) 衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、衆法第二号) 以上三件 議院運営委員会 付託 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出、衆法第五〇号) 政治団体における複式簿記の導入に關する法律案(池下卓君外二名提出、衆法第五五号) 以上二件 政治改革に關する特別委員会 付託 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、衆法第二二二号) 児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十二名提出、衆法第五六号) 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に關する特別措置法案(早稲田ゆき君外十三名提出、衆法第五七号) 以上三件 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に關する特別委員会 付託 (議案送付) 一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外六名提出)	新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に關する法律案(古川元久君外一名提出) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出) 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十九名提出) 一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出) 民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に關する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出) 国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に關する法律案(篠原孝君外九名提出) 一、今二十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案 (議案通知) 一、去る十八日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。 手話に關する施策の推進に關する法律案	高等学校等就学支援金の支給に關する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、衆法第六号) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に關する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名提出、衆法第七号) 以上二件 文部科学委員会 付託 医療保険の被保険者証等の交付等の特例に關する法律案(中島克仁君外十二名提出、衆法第一号) 訪問介護事業者に対する緊急の支援に關する法律案(井坂信彦君外十二名提出、衆法第二号) 介護・障害福祉従事者の人材確保に關する特別措置法案(井坂信彦君外十五名提出、衆法第三号) 健康保険法等の一部を改正する法律案(中島克仁君外十名提出、衆法第八号) 以上四件 厚生労働委員会 付託 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に關する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出、衆法第三八号)	以上六件 農林水産委員会 付託 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に關する法律案(階猛君外六名提出、衆法第一二号) 自動車産業における脱炭素化の推進に關する法律案(重徳和彦君外十八名提出、衆法第五四号) 以上二件 経済産業委員会 付託 ライドシェア事業に係る制度の導入に關する法律案(青柳仁土君外二名提出、衆法第二四号) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出、衆法第六三号) 以上二件 国土交通委員会 付託 国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に關する法律案(篠原孝君外九名提出、衆法第六六号) 環境委員会 付託 令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)	令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件) 以上三件 決算行政監視委員会 付託 衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名提出、衆法第二号) 以上三件 議院運営委員会 付託 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外五名提出、衆法第五〇号) 政治団体における複式簿記の導入に關する法律案(池下卓君外二名提出、衆法第五五号) 以上二件 政治改革に關する特別委員会 付託 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名提出、衆法第二二二号) 児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十二名提出、衆法第五六号) 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に關する特別措置法案(早稲田ゆき君外十三名提出、衆法第五七号) 以上三件 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に關する特別委員会 付託 (議案送付) 一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外六名提出)	新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に關する法律案(古川元久君外一名提出) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に關する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名提出) 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十九名提出) 一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名提出) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名提出) 民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名提出) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に關する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名提出) 国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に關する法律案(篠原孝君外九名提出) 一、今二十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案 (議案通知) 一、去る十八日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。 手話に關する施策の推進に關する法律案
---	--	---	---	--	--	---	---

（議案通知書受領）

一、去る十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

一、今二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人男女共同参画機構法案

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（議案撤回）

一、昨十九日、次の議案は委員会において撤回を許可した。
揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例

停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（田中健君外

一名提出、第二百十六回国会衆法第三号）

（議案撤回通知）

一、昨十九日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。
揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例

停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（田中健君外

一名提出、第二百十六回国会衆法第三号）

（答弁書受領）

一、今二十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員大石あきこ君提出出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問に対する答弁書

令和七年六月二十日 衆議院会議録第三十六号

衆議院議員井坂信彦君提出ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出鉛製給水管に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子君提出ミニマム・アクセス

米と国内消費量等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員水沼秀幸君提出スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛君提出忘れられる権利の制度的整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員太栄志君提出外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸君提出推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人君提出保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ君提出花粉症対策に関する質問に対する答弁書

議長長の報告

衆議院議員大石あきこ君提出大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大石あきこ君提出重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するベナルティを全廃すべきことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人君提出声の肖像権保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出旅行死亡人に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出火山防災に関する質問に対する答弁書

令和七年六月九日提出
質問 第一一三五号
出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問主意書

提出者 大石あきこ
提出者 大石あきこ

出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問主意書

従前から、外国籍者の出入国在留管理政策においては、退去強制事由に該当する事情があつても在日家族がいることを考慮して在留特別許可を付与すること、上陸禁止事由に該当する事情があつても在日家族がいることを考慮して上陸を特別に許可すること、告示された在留資格に該当しなくても在日家族（外国籍、日本国籍を問わない）が扶養目的で本国の家族を呼び寄せることを許可すること、といった柔軟な対応がとられてきたと承知している。

以下、政府に対し質問する。

一 政府において、憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としておりと解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶことを前提に政策決定しているという理解に間違いはないか。

二 憲法第九十八条第二項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、日本が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つとされているところ、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第二十三条第一項で定める「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」という規定は、日本国内の政策においても共有されていると理解してよいか。

三 令和五年法律第五十六号による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）第五十条第五項には、在留特別許可の判断に当たって家族関係を考慮することが明記されることとなった。入管法の前記改正前と改正後において、在留特別許可に際して「家族関係」を考慮する比重は上がったのか下がったのか、それとも従前の取扱いと変わらないのか。

四 子が親と切り離されない環境で心身の発達を遂げること、配偶者同士が日々直接的な交流を図ること、老親が孤立せずに家族に見守られながら最期を遂げることは、個人の尊厳及び幸福追求権を定めた日本国憲法下において、最大限に尊重すべきではないか。

五 国際法規上は、日本も批准する自由権規約等によっていわゆる家族結合権が保障されていると解されているところ、出入国在留管理政策において、家族結合権は考慮対象とされていると理解してよいのか。なお、日本国籍者と外国籍者によって、家族結合権の重要性は変わり得るのか、それとも権利の重要性は同様であるが国益保持等の見地から諸事情を考慮した結果差異が生じるものなのか、それとも日本国籍者であっても外国籍者であっても家族結合権の保護の在り方に区別はないのか、という点もそれぞれ併せて回答されたい。

六 二〇二三年八月四日に出入国在留管理庁が発表した「送還忌避者のうち本邦で出生した子ども」の在留特別許可に関する対応方針については、子どもが「本邦で出生して」いることを条件として、家族一体として在留特別許可をして在留資格を与えるとしている。この対応方針に基づき、同じ両親の子どもでありながら、幼少期に来日した子どもと日本で出生した子どもを区別して在留資格を与えた事例はあるか。あるのであれば、そうした対応は、家族結合権を侵害するものにならないのか。

七 前記の出入国在留管理政策における家族関係を考慮した柔軟な取扱いについて、現在もその基準・内容・範囲等に変更はないものと理解してよいのか。

八 前記の出入国在留管理政策における家族関係を考慮した柔軟な取扱いについて、現在もその基準・内容・範囲等に変更はないものと理解してよいのか。

九 前記の出入国在留管理政策における家族関係を考慮した柔軟な取扱いについて、現在もその基準・内容・範囲等に変更はないものと理解してよいのか。

十 前記の出入国在留管理政策における家族関係を考慮した柔軟な取扱いについて、現在もその基準・内容・範囲等に変更はないものと理解してよいのか。

十一 前記の出入国在留管理政策における家族関係を考慮した柔軟な取扱いについて、現在もその基準・内容・範囲等に変更はないものと理解してよいのか。

十二 前記の出入国在留管理政策における家族関係を考慮した柔軟な取扱いについて、現在もその基準・内容・範囲等に変更はないものと理解してよいのか。

衆議院議長 額賀福志郎殿

内閣総理大臣 石破 茂

内閣衆質二一七第二三五号

令和七年六月二十日

衆議院議員大石あきこ君提出出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大石あきこ君提出出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十三年十月四日最高裁判所大法廷判決において「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」とされているところ、御指摘の「外国籍者の出入国在留管理政策」は、同判決を踏まえて決定している。

二について

お尋ねの「規定は、日本国内の政策においても共有されている」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、我が国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「自由権規約」という。）の締約国として、これを誠実に遵守している。

三について

在留特別許可の可否の判断は、従前から、個々の外国人ごとに、家族関係を含めた諸般の事情を総合的に勘案して行っているところ、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百

十九号）第五十条第五項は、在留特別許可の可否の判断に当たり考慮すべき事情を法律上明確にしたものであり、在留特別許可に関する従来の判断の在り方を変えたものではない。

四について

お尋ねの趣旨及び「子が親と切り離されない環境で心身の発達を遂げること、配偶者同士が日々直接的な交流を図ること、老親が孤立せず家族に見守られながら最期を遂げること」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、憲法第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しており、政府としては、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を、公共の福祉に反しない限り、国政上尊重すべきと考えている。

五について

前段のお尋ねについては、「出入国在留管理政策において、家族結合権は考慮対象とされている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、出入国在留管理庁においては、従前から、我が国が締結した自由権規約等の規定を踏まえ、施策の実施に努めているところである。

六について

お尋ねについては、個別の事案に関することであるため、お答えすることは差し控えたい。

七について

お尋ねの「前記の出入国在留管理政策におけ

る家族関係を考慮した柔軟な取扱い」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に御指摘の「退去強制事由に該当する事情があっても在日家族がいることを考慮して在留特別許可を付与すること、上陸禁止事由に該当する事情があっても在日家族がいることを考慮して上陸を特別に許可すること、告示された在留資格に該当しなくても在日家族（外国籍、日本国籍を問わない。）が扶養目的で本国の家族を呼び寄せることを許可すること、といった柔軟な対応」についてのお尋ねであれば、在留特別許可及び「上陸を特別に許可すること」の可否の判断については、引き続き、個々の外国人ごとに、家族関係を含めた諸般の事情を総合的に勘案して行うこととなる。

令和七年六月九日提出
質問第一一三六号

ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問主意書

特定外来生物による様々な被害が発生しているが、近年特に被害が出ているのが、ウォーターレタスと呼ばれるボタンウキクサである。

ボタンウキクサは、アフリカ原産の多年生植物であり、一九二〇年代に観賞用として日本に持ち込まれたと承知している。日本の河川や湖沼の水温では越冬できずに枯死すると言われていたが、ここ数年、温暖化の影響や、工場排水などの温かい水の影響を受け、西日本を中心に大繁殖が確認されている。大繁殖したボタンウキクサは、水面

を覆うほど密に繁茂し、日照を遮ることによって水中の光量が減る。光量が減ると水中の植物の光合成を阻害し、酸素量が不足し、生態系に大きな影響を与える。また物理的にも水路の通水障害や取水口で目詰まりを起こすといった被害を起こしている。河川では下流域に流れ着き同様の被害を出すとともに、耐塩性があることから海に出た後も湾内などで繁殖し漁業やノリなどの生産への影響が懸念されていると承知している。

現在は重機や水草回収船を用いて除去が行われているが、根絶には至っていない。二〇二三年には、熊本県中部を流れる加勢川で大繁殖し、熊本市と国で合わせて九千六百万円をかけて除去・焼却を実施したと報道されている。その他にも、大阪府の淀川や、鹿児島県の大鶴湖、沖縄県石垣島の宮良川など各地で除去作業が行われていると承知している。

ボタンウキクサによる被害をなくすため、政府は対策を講じることが必要と考え、以下質問する。

一 ボタンウキクサは特定外来生物に指定されていることから、輸入・栽培・販売は原則禁止されている。拡散防止の観点から、こうした規制が徹底されているか、輸入・販売の現状把握について伺う。

二 ボタンウキクサは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で、特定外来生物の放出等をした者に対し、回収その他の必要な措置を命ずることができ、この命令に違反した場合は拘禁刑若しくは罰金に処することとなっている。これまで放出した者に回収命令を出したり、命令違反に対し罰則を適用したことはあるか。

三 ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャなど

令和七年六月二十日 衆議院会議録第三十六号

議長 報告

ど、水辺に繁殖する複数の特定外来生物による被害が報告されている。これから繁殖が盛んになる夏に向かっていくが、特定外来生物の放出に対して、注意喚起や見回り強化など、どのような対策を考えているか。

四 自治体や地域ボランティアがボタンウキクサの駆除を行っている地域があるが、駆除活動に対する国からの支援について政府の見解を伺う。

五 ボタンウキクサは別名ウォーターレタスと呼ばれているが、人が食べるのには適していない。しかし栄養価は高いため、東南アジアや南アメリカの一部では、家畜の飼料として使われることもあるという。ボタンウキクサに含まれるカルシウムオキサレートという有害な成分の影響を最小限に抑えることが必要であると承知しているが、飼料、肥料、燃料などに活用する研究は行っているか。

内閣衆質二一七第二三六号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員井坂信彦君提出ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問に対する答弁書

一について

ボタンウキクサについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施

行令（平成十七年政令第百六十九号）において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止

に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）に定められているところ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。）第三条第三号に掲げる生業の維持を目的とした法第一条に規定する飼養等（以下「飼養等」という。）について、法第五条第一項の規定に基づく飼養等の許可（以下「飼養等の許可」という。）を行ったことは、平成二十九年四月から現在までの間にない。また、ボタンウキクサについて、法第五条第四項の規定に基づき付された施行規則第七条第二号の条件に基づき、法第八条に規定する譲渡し等又は輸入を行った場合における飼養等に係る特定外来生物の数量の変更の届出がなされたことは、令和二年四月から現在までの間にない。さらに、飼養等の許可を受けずにボタンウキクサの販売又は輸入をしたことに対して、法第四条、第七条又は第八条の規定の違反について、法第九条の三第一項の措置命令や行政指導等を行ったことは、令和二年四月から現在までの間にない。こうしたことから、ボタンウキクサの販売又は輸入に関する現状に、問題があるとは考えていない。

二について

法第九条の三第一項の規定に基づき、ボタンウキクサの法第九条に規定する放出等（以下「放出等」という。）をした者に対して、放出等をしたボタンウキクサの回収その他の必要な措置を

執るべきことを命じたことはない。

三について

ボタンウキクサを含む特定外来生物の生態や生態系に与える影響、放出等の禁止を含む法上の禁止事項等について、リーフレット等を環境省のウェブサイトで公表すること等により普及啓発を図っているほか、地方公共団体に対して、専門家を派遣し、特定外来生物の生態、防除技術等について講習を行うなどの技術的支援を行っている。また、農業水利施設の管理に影響を及ぼす特定外来生物等に対する防除について、その方法等に関するマニュアルを作成し、地方公共団体、農業水利施設の管理者等に対し、普及啓発を図っている。引き続き、これらの取組を行ってまいりたい。

四について

地方公共団体が実施するボタンウキクサの防除等に関する事業については、その経費の一部を特定外来生物防除等対策事業により支援することが可能である。また、農業水利施設の管理者が実施する当該施設の管理に支障を及ぼすおそれがあるボタンウキクサの防除等については、その経費の一部を水利施設管理強化事業により支援することが可能である。さらに、地方公共団体が負担する特定外来生物の防除等に要する経費については、特別交付税措置を講じている。加えて、地方公共団体等が行う特定外来生物の防除に係る活動等に対する技術的支援として、三について述べた取組のほか、国立研究開発法人国立環境研究所のウェブサイトの「侵入生物データベース」において、特定外来生物の「基本情報」、「侵入情報」及び「参考資料」を公開している。

五について

政府として、ボタンウキクサについてお尋ねの「飼料、肥料、燃料などに活用する研究」は行っていない。

令和七年六月九日提出
質問 第一三三 七号

鉛製給水管に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

鉛製給水管に関する質問主意書

家庭などに水を供給するため、古くから鉛製の給水管が使用されてきた。鉛製給水管の特徴として、さびにくいことと、柔軟性に富んでおり加工しやすいことが挙げられる。そのため、全国の自治体で鉛製給水管が広く設置されてきた。

しかし鉛が人体に有害であることが明らかにになり、平成元年に厚生省(当時)が、新設の給水管には鉛溶出による問題のない管を使用すること、配水管の布設替えの時には付随する鉛製給水管の更新に努めることなどを通知し、鉛製給水管の交換に取り組んできた。平成十五年には水質基準に関する省令を一部改正し、鉛の水質基準を強化している。厚生労働省健康局(当時)は、平成十六年に水道ビジョンを発表し、鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする目標を提示した。さらに平成二十五年には新水道ビジョンで、水道事業者に布設替計画を策定し布設替えを推進するとともに、所有者に対しても積極的な布設替えを促進することが必要としている。

しかしながら令和七年二月、読売新聞は、公益社団法人日本水道協会の調査の結果、令和五年三月時点で約二百三万件の鉛製給水管が残存していることが分かったと報じた。早期にゼロを目指し

た水道ビジョンから約二十年で半分以上に減少したものの、いまだに全契約数の三・四三％に鉛製給水管経由で給水されている。また、家庭などに枝分かれする部分は、大半が住宅敷地内に埋設されており、設置記録が残っていないケースも多く、把握できていないものも多いという。

無機鉛化合物による中毒症状は、衰弱、興奮、無気力、吐き気、便秘を伴う腹痛、貧血などが挙げられ、腎障害、心血管への影響、免疫機能の変化等に関与しているといわれており、また特定の無機鉛化合物では発がん性があるといわれている。過去には台所の水から基準値の四十倍を超える鉛が出たアパートの住民が健康被害を被り、大家側に約七百万円の損害賠償の支払いを命じる判決が出ていると承知している。

政府は鉛製給水管をゼロにする目標を提示しているが、約二十年経つてもその目標は達成されておらず、実現に向けた施策と支援が必要と考え、以下政府に質問する。

一 まずは現状を知ることが必要である。私有地内も含めて、鉛製給水管がどれほど残っているのか、調査が必要と考えるが、政府の見解を伺う。

二 国民が、自身の住居の給水管が鉛製給水管であるかどうか、どのようにして知ることができるか。

三 家主が調査・布設替えをするための支援が必要と考えるが、政府の見解を伺う。

四 鉛製給水管の布設替えについて、自治体の取組だけでは解決できないということが、この二十年で分かった。政府がもっと積極的に関与して布設替えを後押しする必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

五

鉛製給水管による鉛中毒で、大家側が損害賠償を支払うという判決が出ている。症状が、水道管から溶出した鉛に起因するものと認められたものである。しかし鉛製給水管は私有地内だけでなく、事業所設置分にもまだ残っている。

今後、水道水の鉛由来の鉛中毒について、事業所の責任が追及されることも考えられる。鉛製給水管に起因する鉛中毒について、政府は公害として補償をする必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を伺う。

六 水道水中の鉛は、水が滞留することで濃度が上がることから、水道水を使用する時に最初の水を捨てることで鉛中毒を防ぐことができる。政府や専門家は、鉛製給水管の疑いがある場合は、朝一番の水を捨てるべきということを発信している。特に鉛製給水管が多く残っている地域では、このことを周知するキャンペーンを強める必要があると考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第三七号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出鉛製給水管に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出鉛製給水管に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「これほど残っているのか」については、国土交通省が、令和七年四月二十二日に開

催した全国水道主管課長会議の資料において、公益社団法人日本水道協会の調査によれば、令和四年度末時点において、「鉛製給水管の残存状況は、延長が約三千四百キロメートル、使用件数が約二百三万戸である」と示しているところである。また、お尋ねの「調査」については、同協会において毎年行われているものと承知しており、政府として調査することは考えていないが、引き続き、水道事業者(水道法(昭和三十

二年法律第七十七号)第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)に対して同協会による調査に係る協力依頼を行う等して、今後とも、当該件数の把握に努めてまいりたい。

二について

お尋ねについては、水道事業者が保有する、「鉛製給水管布設替えに関する手引き」(平成二十四年三月厚生労働省健康局水道課(当時)作成)において記載されている「給水台帳、給水装置新設(増設・改造)承認申請書の給水管の材質・延長・図面等が示されている資料」の内容を参照することにより、確認することが可能であると考える。

三について

お尋ねについては、平成二十一年二月二十日の衆議院予算委員会第五分科会において、上田厚生労働省健康局長(当時)が「鉛製の給水管でございですが、公道に埋設された配水管という太い管から分岐して各住宅等に引き込む際にも設置されているものでございします。通常、水道利用者の個人財産という性格がございしますから、なかなか難しい問題もございしますけれども、情報提供などを通じて、水道利用者みずからの意識の向上を図って、布設がえを促進する

ことが必要だと考えております。」と答弁したとおりであり、物件の所有者である御指摘の「家主」が自ら「調査・布設替え」を行うべきであると考えていることから、政府としては、お尋ねの「支援」については考えていない。

四について

お尋ねの「布設替え」については、平成二十一年二月二十日の衆議院予算委員会第五分科会において、上田厚生労働省健康局長(当時)が「水道事業者に対して、鉛製の給水管の使用が特定されており、住宅各戸等に対して早期布設がえの必要性等を周知していただくこと、また、使用の可能性のある住宅等を中心に使用状況の確認に努めるよう求めているところでございます。また、公道に布設された部分につきましては、布設がえにより漏水の解消も期待できることなどから、これは個人のものだということではなくて、水道事業者みずから更新計画を策定して、積極的に布設がえの取り組みを要請しております。なお、水道メーターから宅地側に設置されている部分につきましては、布設がえに対する住民の理解を求めるよう広報を実施するとともに、水道事業者におきまして個人に対する助成金とか融資制度による支援措置を導入することを推奨しております。こういう取り組みを通じて、布設がえが促進されるよう努力していきたいと考えております。」と答弁したとおりであり、政府としては、これ以外の取組は考えていないが、引き続き、国土交通省において毎年度開催している全国水道主管課長会議等において、水道事業者に対して、御指摘の「布設替えに係る周知を行ってまいりたい。

五について

御指摘の「事業所の責任」及び「公害として補

償をする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、四について述べたとおり、御指摘の「鉛製給水管」の布設替えが促進されるよう周知等に努めているところである。

六について

お尋ねについては、政府としては、水道事業者に対して、御指摘の「最初の水を捨てること」で鉛中毒を防ぐことができる「ことについて、広く一般に周知を行うよう促してきたところであり、御指摘の「鉛製給水管が多く残っている地域」において、更なる「キャンペーン」を行う必要があるとは考えていない。

令和七年六月十日提出
質問 第二三八号

ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書

提出者 竹上 裕子

ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問主意書

米価格が高い、備蓄米の放出など米が話題となっている。私の地元愛知県豊橋市でも、豊橋ブランド米「女神のほほえみ」の玄米価格が、令和四年には一キログラム当たり七百円であったものが、令和七年には九百九十八円と高騰している。日本保守党は食料安全保障の観点から、国内産品の国内消費を重点政策項目で掲げている。「国防・エネルギー・食」は国際的には外交カードにもなり、これらを守ることが政治の役割である。米が日本人の主食というのならば、その米を日本人が食べられないのは恥ずべきことであると考え

米問題の一つにいわゆるミニマム・アクセス米(以下「MAM」という)がある。MAMの輸入量は、平成七年、令和六年合計で二百十六万トンにもなり、国内の米農家経営を圧迫していると考え。これらを踏まえ以下質問する。

一 現在、MAMとして年七十七万トンを無関税で輸入している。しかしながらこのMAMの数量は、当初、昭和六十一、昭和六十三年の米消費量年千六十五万トンを基準とし算出され、その後、平成十一年の関税化措置により設定された数量であると承知している。令和五、六年の米需要実績は七百五十万トンであり当時と大幅に異なる。現在の消費量を基準とすれば大幅に輸入量を減らすことができるはずであると考えが、MAMの数量を再交渉する考えはないか。

二 MAM輸入数量二千六百六十万トンの内訳は、主食用百七十一万トン、加工用五百七十九万トン、飼料用九百六十八万トンである。MAMの一部は食料援助用として、平成七年四月、令和五年十月末合計で三百三十六万トンが使用されている。また、米の不作因子として猛暑があげられるが、実は気温が高い方が米そのものは多く採れる。しかし品質検査で「白濁米」が増え、主食用米から加工・飼料用になっているのが現状であり、その数量は、令和六年で約六十八万トンになると承知している。MAMを食料援助用として輸入するのを止め、国内で収穫された白濁米を活用することを提案したいが、政府の考えをお聞きたい。

三 過去五年間の備蓄米補充予算は五百億円である。次の備蓄米補充は翌々年度となるが、米価格が高騰するなか、予算は足りるか。また、MAMを備蓄米として利用する考えはあるか。

四 令和五年度食料安定供給特別会計貸借対照表

の資産「貸付米」は六百九十二億円とされる。政府は、過去、国際連合世界食糧計画を經由し、北朝鮮に政府所有米穀の貸付けを行っており、この償還期限は令和十三年であると承知している。拉致問題が未解決である北朝鮮から、米が償還されると政府は考えているのか。

五

二〇二四年版開発協力白書によると、日本の国際協力における令和五年までの総支出額は六千三百八十四億ドルと巨額である。政府は、国外を支援するばかりではなく、国内の支援にも力を入れるべきではないかと考える。農業であれば生産余剰となった食料を支援物資として輸出する、あるいは穀物、野菜などの食料品を政府が支援金で買い取り、支援物資を輸出するなどである。さらには支援金を農業、国内インフラ整備などに活用することはできないだろうか。政府の考えをお聞きたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二三八号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員竹上裕子君提出ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「MAMの数量を見直すことは、他の品目や産業への影響等を考慮し、慎重に検討

する必要がありと考えており、現時点で「M米の数量を再交渉する」ことは考えていない。

我が国においては、米穀について被援助国から要望があった場合に、ミニマム・アクセス米等の政府が所有する米穀を活用して食糧援助を行っており、御指摘のように「M米を食料援助用として輸入」しているわけではない。また、米穀の色が白く濁っていることを理由として当該米穀が「主食用米から加工・飼料用になっている」とは承知しておらず、御指摘のように「白濁米」が増え、主食用米から加工・飼料用になっているのが現状」であるとは考えていないことから、それを前提とした御指摘の「国内で収穫された白濁米を活用すること」についてお答えすることは困難である。なお、ミニマム・アクセス米については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号。以下「WTO協定」という。)附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)に基づき、同表で定められている数量について、WTO協定附属書一Aの農業に関する協定附属書五に規定する最小限度のアクセス機会を維持する義務を履行するために輸入しているものであるため、御指摘のように「M米を食料援助用」とするか否かにかかわらずその輸入量を見直すことは考えていない。

三について

前段のお尋ねについては、御指摘の「次の備蓄米補充は翌々年度となる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和六年七月

農林水産省策定、令和七年五月変更)において「政府が行う備蓄については、・・・需給状況を踏まえ」ることとしていることから、米穀の政府買入数量等については現時点で未定であるため、「予算は足りるか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、政府としては、「食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針(令和七年四月十一日閣議決定)に基づき、「国内で自給可能な米穀について、・・・国が主食用米を備蓄しているほか、民間在庫が百五十万～二百万トン程度存在している」と見込まれる。これらにより平時需要の約二割・・・以上を確保可能であることから、食料供給困難事態の目安である全国的に供給が二割以上減少する事態にも対応可能となっている。これらの対応によってもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討することとしている。

四について

お尋ねの「北朝鮮から、米が償還される」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「貸付米」は、平成十二年度に、北朝鮮に食糧支援を行う国際連合世界食糧計画に対して貸付けを行ったものであり、令和十三年度までに償還が完了する見込みである。

五について

御指摘の「支援金」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府開発援助は、開発途上国の経済及び社会の発展並びに福祉の向上を

目的として行うものであり、国内で「生産余剰となった食料」の輸出、国産の「穀物、野菜などの食料」の買取り及び国内の「農業、国内インフラ整備」とは目的を異にするものであることから、これらに用いることは想定していない。

一方、令和七年度農林水産関係予算額は約二兆二千七百六億円であり、その中で、農業の担い手への農地の集積・集約化、農業水利施設や共同利用施設等の農業生産基盤の整備、スマート農業の導入促進、新規就農の促進、農業生産活動を下支える日本型直接支払制度等の施策を講じているところであり、このような施策を通じて、引き続き、我が国農業への支援を行っていく考えである。

令和七年六月十日提出
質問第二一九号

スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問主意書

提出者 水沼 秀幸

スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問主意書

平成三十年のスルガ銀行による不正融資発覚以降、同銀行には同年の業務改善命令に続き、令和七年五月十三日に銀行法第二十四条第一項に基づく報告徴求命令が発出された。

不正融資の被害は大きく二類型に分かれ、①シェアハウス向け融資(いわゆる「かぼちゃの馬車」案件)と、②投資用中古アパート・マンション(以下「アバマン」)向け融資である。前者については、元本一部免除等を柱とする救済スキームが策定され、一定の解決が図られつつあると承知する。他方、後者のアバマン不正融資については、

依然として被害者救済が大幅に遅延し、「包括的救済」への道筋が示されていない。被害者は行員関与を示す資料にアクセスできず、立証負担の過重から長期にわたり経済的・精神的苦難を強いられていると承知している。

この点につき、さきに櫻井周衆議院議員が提出した質問主意書(令和七年五月二十七日提出、質問第二〇七号)では、被害者救済の遅延、行員関与の立証負担、行政監督の実効性等が問われた。本質問では、櫻井議員提出の質問を踏まえつつ、なお残る論点を整理し、被害者救済の実効性確保と監督行政の責任を明確にするため、以下政府に対し質問する。

一 被害者の具体的状況把握について

1 政府は、アバマン問題を含むスルガ銀行不正融資被害者の総数と、いまだ救済に至っていない被害者数をそれぞれどう把握しているか。

2 被害の類型(元本割れ、借金残存、自己破産等)・損失額の分布及び経済的・精神的困難の実態をそれぞれの程度詳細に把握しているか。

3 前記困難の軽減に向けた政府の具体的支援策は何か。

二 スルガ銀行の「個別対応」と「包括的救済」について

1 政府が把握する現行の「個別対応」の基準・内容(元本免除、利息減免等)の詳細はどのようなものか。

2 政府が考える「包括的救済」とは何を指し、到達すべき水準はどこか。

3 銀行の「個別解決の加速化」策(緊急プロジェクト、相談窓口拡充等)の進捗をどう評

価し、どのような監督・指導を行うのか、それぞれ示されたい。 4 銀行が自ら示した解決方針に反し、和解を現実的に妨げているとの被害者側指摘をどう認識し、是正を促すのか。 三 スルガ銀行による不正融資被害者の立証責任軽減と資料開示支援について 1 被害者に行員関与の立証を求める現状を極めて不公平とする認識を政府は共有するか。 2 銀行に内部資料開示を義務付け又は促進する具体策と、その法的根拠及び実効性確保策はそれぞれ何か。 3 被害者への法的支援(弁護士費用補助等)や裁判外紛争解決手続の利用促進に関する政府方針は何か。 四 スルガ銀行に対する金融庁の監督対応と業務改善命令の自己評価について 1 業務改善命令から七年を経ても被害者救済が遅延する現状に対し、これまでの監督の有効性をどう自己評価するか。 2 報告徴求命令で求めた具体的事項と、その背景となる監督上の問題意識は何か。 3 ガバナンス、企業文化、リスク管理といった根本原因に焦点を当てた実効的監督をどう行うか。 五 スルガ銀行による組織的不正の手口と関与範囲について 1 政府が認識する不正手口(資料改ざん、見せ金、抱き合わせ販売、いわゆるチャネル不正等)の詳細は何か。 2 行員・管理職・経営層の関与人数、関与態様(指示、黙認等)をそれぞれどう把握しているか。	3 厳しいノルマやパワハラの企業文化、創業家支配など構造的な分析と是正要請の具体策はそれぞれ何か。 六 スルガ銀行によるガバナンス改革とコンプライアンス改革の実効性評価について 1 取締役会・委員会改革、研修強化等、銀行が実施中の改革について政府が把握する進捗とその実効性評価を示されたい。 2 パワハラ体質・数字至上主義の是正と内部通報制度の機能確保を政府はどう監督し、情報提供者保護を担保するか。 七 スルガ銀行問題の早期解決の目標時期とロードマップについて 政府が想定する早期解決の具体的期限はいつかを示された上で、政府・スルガ銀行・被害者の役割分担を含むロードマップを示されたい。 右質問する。 内閣衆質二一七第二三九号 令和七年六月二十日 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 衆議院議員水沼秀幸君提出スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員水沼秀幸君提出スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問に対する答弁書 一の1について 御指摘の「アバマン問題を含むスルガ銀行不正融資被害者の総数」及び「いまだ救済に至っていない被害者数」の具体的に指し示す範囲が必	ずしも明らかではないが、金融庁としては、スルガ銀行株式会社(以下「銀行」という。)の不正融資等に関して、平成三十年十月五日付けで、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十六条第一項の規定に基づく業務改善命令を发出し、当該命令を踏まえた銀行の改善状況を確認しているところである。当該命令においては、銀行がその健全かつ適切な業務運営を確保するよう、銀行に対して、「シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関して、金利引き下げ、返済条件見直し、金融ＡＤＲ等を活用した元本の一部カットなど、個々の債務者に対して適切な対応を行うための態勢の確立」を実行することを求めており、その対応状況を確認する際に、銀行からは、関係する債務者の数を含めた定期的な報告を受けているが、当該債務者数は公表されておらず、同行としてこれをお示しすることは差し控えたい。 一の2及び3について お尋ねの「被害の類型(元本割れ、借金残存、自己破産等)・損失額の分布及び経済的・精神的困難の実態」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、金融庁としては、銀行の不正融資等に関して、銀行に対し、平成三十年十月五日付けで、銀行法第二十六条第一項の規定に基づく業務改善命令を发出し、当該命令を踏まえた銀行の改善状況を確認する中で、銀行から融資を受けた債務者に係る状況についても、把握をしているところである。 また、御指摘の「アバマン」問題については、問題の解決に至っておらず、銀行と融資を受けた債務者側の弁護士との間で交渉が行われているものと承知しており、同行としては、当該問	題の早期解決に向けた対応を強く促していくため、銀行に対して、令和七年五月十三日付けで、同法第二十四条第一項の規定に基づく報告を求め、同月三十日付けで、当該報告を受けている。当該報告では、当該問題の解決に向けた取組が長期化している理由や、今後、当該問題の早期解決に向けて、銀行が取り組む新たな施策及びその期限等が示されているところ、今後、銀行において、当該施策等が着実に実施されていくかどうかを含めて、銀行による取組の進捗状況を確認し、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。 二の1について 御指摘の「基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「個別対応」について、令和七年五月十三日付けの銀行の公表によれば、銀行による取組は、「任意売却後、延滞中の利息および損害金の一部免除」、「任意売却による売却代金等充当後の残債務の返済相談(金利〇パーセント／期間三十五年返済等)」、「物件収支が赤字であるために約定返済が困難な債務者に向けた、「一・四〇パーセントを下限とした金利引下げ、および一部元金の最終期日一括払い」等の個別相談による物件収支黒字化支援」、「上記支援策を実施しても残債務の返済が見通せない場合には、個別事情(返済可能額や資産状況等)をお聞きし、個別返済プラン策定のご相談」等である。 二の2について 金融庁として、お尋ねの「包括的救済」という用語を用いているわけではない。御指摘の「被害者」と銀行との間では、民事調停や民事訴訟等の手続が進められていると承知しており、一
---	---	---	--

義的には当事者間において解決されるべき事柄であると考えている。

同庁の今後の対応については、一の2及び3についてでお答えしたとおりである。

二の3について

お尋ねの「個別解決の加速化策」については、一の2及び3について述べた銀行からの報告において示されたところであり、金融庁としては、今後、銀行による「個別解決の加速化」策の進捗状況を定期的に確認し、御指摘の「アバマン」問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

二の4について

お尋ねの「銀行が自ら示した解決指針に反し、和解を実質的に妨げているとの被害者側指摘」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「被害者」と銀行との間で民事調停や民事訴訟等の手続が進められていると承知しているところ、これらの手続に関する事柄について、金融庁としてお答えすることは差し控えたい。

同庁の今後の対応については、一の2及び3についてでお答えしたとおりである。

三について

お尋ねについては、御指摘の「被害者」と銀行との間で民事調停や民事訴訟等の手続が進められていると承知しているところ、これらの手続における対応等については、それぞれの手続に関する定め等に基づいて当事者において行われるべきものと考えている。

四の1及び2について

金融庁としては、銀行の不正融資等に関して、平成三十年十月五日付けで、銀行法第二十

六条第一項の規定に基づく業務改善命令を发出し、当該命令を踏まえた銀行の改善状況を確認しているところである。その上で、同庁としては、御指摘の「アバマン」問題が長期にわたり解決に至っていない状況を踏まえ、早期解決に向けた対応を強く促していくため、銀行に対して、令和七年五月十三日付けで、同法第二十四条第一項の規定に基づく報告を求めたところであり、銀行に対しては、当該問題の解決に向けた取組が長期化している理由や、今後、当該問題の早期解決に向けて、銀行が取り組む具体的な改善策及びその期限について報告することを求めている。

四の3及び五の3について

お尋ねの「是正要請」の意味するところが必ずしも明らかではないが、金融庁としては、銀行の不正融資等に関して、銀行に対し、平成三十年十月五日付けで、銀行法第二十六条第一項の規定に基づく業務改善命令を发出している。当該命令においては、処分の理由となった問題が発生した要因として、「創業家を実質的に当行を支配する中、審査態勢に不備が認められる営業優位の組織を構築する一方で、営業現場を放置したため、営業現場では、創業家の後ろ盾を得た特定の執行役員が、厳しい業績プレッシャー、ノルマ、叱責等で営業職員を圧迫した結果、法令等遵守を軽んじ不正行為を蔓延させる企業文化が醸成されたことが認められる。また、取締役会は、特定の役員に営業方針や施策を任せきりとなり、その内容や結果だけでなく自行の貸出ポートフォリオの構造すら把握せず、適切に監督機能を果たさないなど、経営管理(ガバナンス)に問題があったことも、問題発

生の要因と認められる。」としている。

同庁としては、当該命令の中で、銀行に対し、「経営責任の明確化」、「法令等遵守、顧客保護及び顧客本位の業務運営態勢の確立」、「健全な企業文化の醸成」、「信用リスク管理態勢・・・確立」等を求めているところ、お尋ねの「実効的監督」については、当該命令に基づく銀行からの改善状況に関する定期的な報告を確認すること等により、今後も、適切に対応してまいりたい。

五の1について

お尋ねの「不正手口」について、不動産業者等による賃料や入居率に関する資料の改ざんを行員が黙認した事例、同資料の改ざんを行員自らが行った事例、不動産業者等による銀行から融資を受ける債務者の預金通帳等の改ざん、債務者が融資を受けるために必要な資金を不動産業者等が当該債務者の口座に振り込むいわゆる見せ金等の不正について行員が黙認した事例、営業店において取扱いが停止された不動産業者等との取引を継続するために行員が別の法人の設立を持ちかけて実質的に取引を継続した事例及び投資用の不動産融資を実行する際に行員がカードローン等との抱き合わせ販売を行った事例が確認されたと承知している。

五の2について

銀行が設置した第三者委員会から平成三十年九月七日に受領し、公表した調査報告書によれば、融資を受けた債務者の預金通帳等の偽装について、営業を担当する行員、支店長等及び執行役員の黙認等による関与が認定されていると承知している。

また、銀行が令和元年五月十五日付けで公表

した「報告書(投資用不動産融資に係る全件調査)」によると、銀行において不正に関与したとして七十五人の行員が処分されており、処分理由の内訳は、指示等が三十五人及び黙認が四十人であると承知している。

六について

平成三十年十一月三十日付けで銀行から提出された業務改善計画には、取締役等に対する損害賠償請求訴訟の提起を含む経営責任の明確化、ハラスメント等の撲滅を含む「健全な企業文化の醸成」を目的とした研修の実施、「顧客本位の業務運営」を念頭に置いた目標設定等、独立した「内部通報等対応室」の設置等による「内部通報制度の再構築」等が盛り込まれており、銀行はこれらの改善策に継続して取り組んでいると承知しているところ、お尋ねの「実効性評価」について、銀行による改善に向けた取組が進められている段階であることから、お答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、金融庁としては、お尋ねの「情報提供者保護」を含め、当該計画を踏まえた銀行の改善状況を確認し、銀行の取組に問題があれば適切に対応してまいりたい。

七について

お尋ねの「政府・スルガ銀行・被害者の役割分担を含むロードマップ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「被害者」と銀行との間では、民事調停や民事訴訟等の手続が進められていると承知しており、一義的には当事者間において解決されるべき事柄であると考えている。このため、金融庁として、お尋ねの「早期解決の具体的期限」を定めているものではないが、いずれにせよ、一の2及び3につ

いてでお答えしたとおり、銀行からの報告では、御指摘の「アバマン」問題の解決に向けた取組が長期化している理由や、今後、当該問題の早期解決に向けて、銀行が取り組む新たな施策及びその期限等が示されているところ、今後、銀行において、当該施策等が着実に実施されていくかどうかを含めて、銀行による取組の進捗状況を確認し、当該問題の早期解決に向けた対応を強く促してまいりたい。

令和七年六月十日提出
質問 第一四〇号

感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問主意書

本年六月八日、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会会長であった尾身氏は、新型コロナウイルスを総括するテレビ番組に出演し、コロナワクチンについて「若者は接種不要である」等、分科会会長を務めていた時期とは異なる見解を含む発言を行った。この発言の一部がSNSを中心に切り抜きの拡散され、文脈が十分に共有されないまま誤解を招き社会的混乱と公衆衛生行政への不信を生じさせ多方面から批判が集まっている。一方で、同氏の見解は感染症の重篤化リスクの変化に依拠しており発言自体に矛盾はないとの見方があることも承知している。

かかる状況に鑑みて、急速にリスクが変動する

令和七年六月二十日 衆議院会議録第三十六号

感染症の危機管理においては、政府の要職を経験した専門家が単独でメディア対応を行うことに伴うリスクが顕在化していると考ええる。したがって、公衆衛生上のいわゆるリスクコミュニケーションを円滑に行うためには、専門家に加え、専門的知識と報道対応能力を兼ね備えたいわゆるサイエンス・コミュニケーション（以下「科学コミュニケーション」という。）を制度的に配置し、発言内容を補足・翻訳する仕組みが重要と考える。

一 尾身元会長による前記発言の内容およびSNS上での拡散状況を把握しているか。把握している場合、その概要と政府としての評価をそれぞれ示されたい。

二 前記発言が若年層のワクチン接種意欲や感染対策行動に具体的にどのような影響を与え得ると分析しているか。

三 感染症のリスク変動によって専門家の発言が変化することが、発言の一貫性が欠如していると社会に受け止められ、公衆衛生政策への信頼低下を招き得ると政府は認識しているか。認識の有無とその理由をそれぞれ示されたい。

四 感染症のリスク評価が更新される度、政府は速やかに国民へ情報提供を行う必要があると考えるが、どのような指標（重症化率、医療逼迫度、ワクチン有効性等）のもと政府広報が行われているか示されたい。

五 感染症に限らず、専門家がエビデンスに基づき行う発言がリスクの状況に応じて合理的に変遷する場合、その背景を十分に説明しなければ誤解を招くと考えるが、現行のリスクコミュニケーション体制が十分であると評価しているか。評価の根拠とともに示されたい。

議長長の報告

六 政府広報もしくは科学コミュニケーションに準ずる者が専門家発言を補足する際、誤情報拡散防止の観点から、どのようなチェック体制（複数名レビュー、いわゆるファクトシート公開等）が必要と考えるか。

七 政府は、公衆衛生政策等における社会的伝達を橋渡しする科学コミュニケーションを恒常的に配置する制度を設ける必要があると考えるか。必要性の有無と理由をそれぞれ明らかにされた上で、科学コミュニケーションを配置する場合、その選任基準（専門性、倫理規範、報道経験等）と所管府省庁をどのように想定するか、それぞれ示されたい。

八 公衆衛生政策に限らず、政府の要職において危機管理政策を担った専門家が離職後に見解を更新する可能性を踏まえ、エビデンスに基づく政策立案の信頼性を確保するため、専門家見解の変遷をどのような手続で記録、検証し、政策に反映しているか。

九 危機管理政策の専門家の見解の変遷に伴い政策修正が必要となった場合、政府は国民および国会に対して、どのようなタイミングで情報を開示し、透明性を担保しているか。

内閣衆質二一七第二四〇号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねについて、御指摘の「拡散状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「前記発言の内容」及び「SNS上」で当該内容についての指摘等があることは「把握」している。

一の後段について

お尋ねについては、個人の見解に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、個人の見解に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。その上で、一般論として、御指摘の「若年層」が報道機関等を通じて得た情報は、「ワクチン接種意欲や感染対策行動」に影響を与え得ると認識しており、これらへの対応として、予防接種に関する基本的な計画（平成二十六年厚生労働省告示第百二十一号）に基づき、「被接種者及びその保護者等に対し、感染症に関する情報、予防接種の効果、ワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項について、科学的知見をベースに国民の理解促進に資する情報発信を推進する」とともに、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和六年七月二日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）に基づき、例えば、「感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策・・・等について、国民等の理解を深めるた

め、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う」とともに、「その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有することとしている。

三について

御指摘の「感染症のリスク変動によって専門家の発言が変化すること」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、政府行動計画に基づき、例えば、「感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、・・・国による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る」とともに、「その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有することとしている。

四について

お尋ねの「どのような指標・・・のもと政府広報が行われているか」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「国民へ情報提供を行う」ための「政府広報」については、政府行動計画に基づき、例えば、「その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有すること」とともに、「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」(令和六年八月三十日内閣感染症危機管理監決裁。以下「ガイドライン」という。)に基

づき、例えば、「新型インフルエンザ等の発生・流行状況の情報提供・共有に当たっては、広聴を活用して情報提供・共有の対象者のニーズについて把握しつつ、WHO等の国際機関が公表する情報やJ-IHS等から報告・提供された科学的知見等をベースとし、・・・感染症対策等について情報提供・共有を行う」とこととしている。

五及び七について

御指摘の「専門家がエビデンスに基づき行う発言がリスクの状況に応じて合理的に変遷する場合」及び「公衆衛生政策等における社会的伝達を橋渡す科学コミュニケーションを恒常的に配置する制度」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「リスクコミュニケーション体制」については、例えば、政府行動計画に基づき、「国として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備すること」としている。

六について

御指摘の「科学コミュニケーションに準ずる者」及び「専門家発言を補足する際」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねの「チェック体制」についてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「誤情報拡散防止については、政府行動計画に基づき、例えば、「偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処すること」とも

に、ガイドラインに基づき、例えば、「事実関係の誤りが明らかで社会的影響も大きいなど、偽・誤情報の拡散状況等によっては、関係省庁は、プラットフォーム事業者に対して、利用規約を踏まえた偽・誤情報に関する自主的な対応を適切に行うよう要請すること」としている。

八及び九について

御指摘の「公衆衛生政策に限らず、政府の要職において危機管理政策を担った専門家が離職後に見解を更新する可能性」及び「危機管理政策の専門家の見解の変遷に伴い政策修正が必要となった場合」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、政府としては、例えば、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第七十条の五第一項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策推進会議の委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者から内閣総理大臣が任命しているところ、その任期において、これらの委員から御意見を伺うとともに、政府行動計画に基づき、例えば、「その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有すること」としている。

令和七年六月十日提出
質問 第二一四 一 号

インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問主意書

政府は、二〇二三年一月から適格請求書等保存

方式(いわゆるインボイス制度)を導入したが、制度施行から一年半が経過した現在、民間団体が実施した実態調査(本年五月に公表された一万人のインボイス実態調査。以下、「実態調査」という)において、制度に対する深刻な懸念が多く寄せられた。同調査の回答者(以下、「調査協力者」という)は、制度反対の立場からの声が多く集まった可能性があることは否定できないものの、同時に調査協力者の属性や業種、売上規模、地域分布は多様であり、制度の課題について幅広い実態が明らかになったことも看過できないと考える。

特に、回答者の九十七・三%がインボイス制度に反対しているとの結果、価格転嫁が困難であるとの回答が八割超に及ぶとの実態、さらには所得や貯蓄の切崩し、借金による納税といった深刻な影響が明らかとなったことは、租税制度の公平性や税制の担税力原則の観点からも問題があると考ええる。また、自由記述欄には「死にたい」との声が五十件以上も寄せられるなど、精神的影響の深刻さも浮き彫りとなったと考える。

こうした状況を踏まえ、政府に対し質問する。

一 価格転嫁の実態について

1 実態調査によれば、回答者の約八割が価格転嫁が困難と答えており、そのうち四割超が納税のために所得や貯蓄を切り崩し、一割超は借金で納税しているとされる。このような状況で課税の公平性と担税力の原則が確保されていると考えるか。具体的な根拠とともに見解を示されたい。

2 インボイス制度導入時に政府が想定していた価格転嫁率は何%であったかを示した上で、現状の価格転嫁率との差をどう分析し、是正のためにどのような対策を講じる予定かをそれぞれ示されたい。

二 公共インフラや地域経済への影響について

1 実態調査によれば、将来不安を抱く事業者が六十五％にのぼり、運輸、建設、通信といった社会インフラ業種で廃業や転職の意向を示す事業者が約二割存在するとされる。政府はインボイス制度がこうしたインフラ業種に与える影響をどのように評価しているか、具体的に示されたい。

2 小規模事業者の廃業や地域経済の縮小により、コミュニティの担い手が失われる影響が懸念されているが、政府としてインボイス制度が地域経済・社会に与える波及的影響をどのように把握及び分析しているか、またその結果を公表する意向があるかについて、それぞれ示されたい。

3 地域によつては災害協定の担い手確保が困難になるとの報告もあると承知している。政府はインボイス制度の地域防災体制への影響をどのように評価しているか。

三 優越的な地位の濫用の横行について

1 実態調査によれば、インボイス制度を契機とした取引条件の不利益変更や排除が多発している一方、不利益を被ったフリーランスから公正取引委員会への申告件数は全体の三％未満にとどまっているとされる。政府はこの申告の割合の低さについて、どのように評価するか示されたい。

2 取引先との関係悪化を懸念して声を上げられない事業者が多数いるとの実態に鑑み、インボイス制度の公正性を担保する観点から、匿名性を担保した通報・救済制度の整備を検討する意向はあるか。ない場合は、その理由についても示されたい。

四 公的支援の利用実態について

1 実態調査によれば、ＩＴ導入補助金や相談窓口を利用した事業者は一割未満にとどまっているとされる。この低利用率の原因について政府としてどのように分析しているか。分析結果と改善策をそれぞれ示されたい。

2 政府は、今後、公的支援策を実際の利用者目線で設計し直す意向があるか。また、重要業績評価指標を設定した改善計画を策定する考えはあるか、それぞれ示されたい。

五 インボイス制度導入時の影響評価と再検討について

1 インボイス制度導入に際して政府が行った影響評価の詳細な内容を可能な限り示された上で、当初想定と現実との間に乖離がある場合、その理由をどのように分析しているかそれぞれ明確にされたい。

2 負担軽減措置を延長ないし恒久化しない場合、インボイス制度の維持による税収増額見込みと、廃業に伴う防災の担い手不足やメンタルヘルス対策費等の社会的コスト試算を比較した費用便益分析を実施し、その結果について、負担軽減措置を廃止する前の通常国会までに公表する方針はあるか。

六 実態調査に基づく請願の扱いについて

本年五月二十八日、民間団体であるインボイス制度を考えるフリーランスの会は、二割特例・八割控除の延長等を求める請願書を、公正取引委員会、財務省、国税庁、中小企業庁の四機関に提出したと公表している。
請願については、日本国憲法第十六条により「何人も、損害の救済(中略)に関し、平穩に請願する権利を有」と規定され、さらに請願

法第三条第一項で「請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。」、同法第四条で、「請願書が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。」と規定されている。

1 公正取引委員会、財務省、国税庁、中小企業庁は、それぞれ提出された請願書を同法第三条第一項に基づき正式に受理したか。

2 請願法第四条は、誤つて所管外官庁に提出された請願書について「正当な官公署」に送付する義務を定めている。四機関は、それぞれ提出された請願の所管官庁であると認識しているか。請願を所管する官庁が別に存在すると判断した場合には、どの官庁が所管と判断したか、いつ送付(又は指示)を行ったかをそれぞれ具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二四一号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問に対する答弁書

一について

1のお尋ねについては、消費税は、各事業者

の実際の売上げに係る対価の額を基に納付額を計算し、消費者がその消費額の多寡に応じて負担する仕組みとなっていることから、課税の公平性に関して制度として特段の問題があるとは考えておらず、また、消費者の担税力に応じて課税がなされているものと考えている。

また、2のお尋ねについては、お尋ねの「価格転嫁率」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に消費税を価格に転嫁できている事業者の割合を指すとすれば、政府として、お尋ねのインボイス制度の導入に当たつて当該割合を見込むことはしていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、消費税の価格への転嫁については、令和七年三月十三日の参議院財政金融委員会において、加藤財務大臣が「消費税はそもそも最終消費者が負担するということをベースに制度設計がされているところでございますが、価格転嫁ができること、消費税が円滑に価格転嫁できるということは、小規模事業者が不当な扱いを受けることを防ぐ観点からも重要と考えており、これまでも公正取引委員会等が指導、勧告等を適正に実施するなど取組を進めてきたところでもございます」及び「また、インボイスのお話がありましたけれども、この導入に当たつても、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格の総額を据え置く場合、独占禁止法や下請法との関係で問題になるおそれがあることを公表するなど、政府一体として取り組んできたところでございます」と答弁し、また、令和六年二月

十六日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣(当時)が「消費税の価格転嫁の状況につきましては、令和四年十一月に行われました中小企業庁の転嫁状況に関するサンプル調査であります。従業員が五人以下の事業者でも、消費税率の引上げ分について価格に転嫁できたと回答した割合は九二・七パーセントとなっております。小規模事業者についても基本的に消費税の転嫁はできているもの、そのように認識をしております。」と答弁しているところである。

二の1及び3について

1のお尋ねについては、お尋ねの「インボイス制度がこうしたインフラ業種に与える影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、お尋ねのインボイス制度が建設業に与える影響については、令和七年五月三十日の衆議院財務金融委員会において、堤国土交通省大臣官房審議官が「インボイス制度による一人親方等への影響につきましては、業界団体等が行った調査において、収入が減るなら廃業を検討するとの声や、経過措置終了後の廃業、転職を視野に入れているなどの声が一定割合あると承知しております。国土交通省といたしましては、インボイス制度の導入を契機に一

方的な形で受注者の収入が減ることのないようにすることが重要であると認識しております。消費税率相当額の取引価格への反映について、注文者と受注者の間で十分に協議を行うことが必要だと考えております。そのため、令和六年四月に、各建設業団体に対して、当事者間で十分に協議し、適切な価格交渉と価格転嫁を行うよう改めて求めたところでございます。また、駆け込みホットラインにおいて、建設業法

違反が疑われる不適正な取引情報を随時受け付けておりますので、必要に応じて建設Gメンが調査を行い、改善を強く求めてまいります。加えまして、インボイス制度に限らない話として申し上げますが、一人親方など現場を担う方々の離職、廃業を防ぐには、取引の中で十分な労務費が確保されることが重要でございます。このため、昨年、建設業法を改正し、労務費の確保と行き渡りを図るための標準労務費制度を創設したところでございます。こうした制度も活用しながら、一人親方など現場を担う方々にまで適正な水準の労務費が行き渡ることとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。」と答弁しているところである。

また、3のお尋ねについては、お尋ねの「インボイス制度の地域防災体制への影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねのインボイス制度は、御指摘の「災害協定の担い手確保」に直接影響を与えるものではないと考えている。

二の2について

お尋ねの「インボイス制度が地域経済・社会に与える波及的影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねのインボイス制度が事業者及び影響等については、令和七年五月十三日の参議院財政金融委員会において、加藤財務大臣が「インボイス導入に伴う事務負担の状況について、ソフトウェアベンダーが調査した結果なども分析していくことに加えて、各省庁において各業界が実務上抱えている課題や取引実態の把握に努めてきたところであり、依頼に応じて可能な範囲で各団体と意見交換に、私ども主税局の職員も出席して

直接関係者の意見、考えもお伺いをしていただくでございます。インボイス制度の対応については、委員御承知のように、各業界の取引慣行等を踏まえて行われていることを踏まえれば、各省庁を通じて実態把握が効果的であると考えておりますが、引き続き、各種団体との意見交換の場を活用した実態把握を継続して進めるとともに、把握した方に対してはきめ細かく丁寧な対応に努めていきたいと考えております。」と答弁しているところであり、これらの機会等を通じて各地域における同制度の施行状況等の把握にも努めているところである。また、お尋ねの公表については、このような形で把握した情報を網羅的に公表することは考えていないが、同年六月十日の同委員会において、青木財務省主税局長が「事業者の抱える懸念などの把握に努めまして、把握内容を踏まえた国税庁のQアンドAなどを改訂(中略)しておるところでございます。」と答弁しているところである。

三の1について

お尋ねについては、御指摘の「実態調査」は民間団体が独自に行った調査であり、政府として見解を述べることは差し控えたい。

三の2について

お尋ねの「匿名性を担保した通報・救済制度の整備を検討」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年六月十日の参議院財政金融委員会において、原公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長が「受注者の方が公正取引委員会に情報提供したことを発注者に知られることにより今後の取引に影響が出ることを懸念する、このような声があることも承知して

おります。このような御懸念も踏まえまして、公正取引委員会では、情報提供した受注者が発注者に特定されることがないよう、情報を厳重に管理した上で慎重に調査するように努めているところでございます。また、自発的な情報提供がしにくい、このような状況があることも踏まえまして、毎年、独占禁止法等に関する大規模な書面調査を実施する中で、インボイス関連の質問を設け、積極的、能動的に情報収集を行うようにしているところでございます。公正取引委員会としましては、引き続き、情報管理を徹底した上での調査や能動的な情報収集を行ってまいりたいと考えております。」と答弁しているところ、公正取引委員会に設置されている情報提供に対応する各窓口を利用した情報提供者が特定されないよう、情報管理を徹底しており、当該窓口の周知を含め、引き続き、適切に対応してまいりたい。

四の1について

お尋ねのIT導入補助金及び各種相談窓口の利用率に係る政府としての分析に関する御質問については、御指摘の「実態調査」は民間団体が独自に行った調査であり、政府として見解を述べることは差し控えたい。いづれにせよ、必要な方がIT導入補助金及び各種相談窓口を利用できるよう、適切に広報を行ってまいりたい。

四の2について

お尋ねの「実際の利用者目線で設計し直す」及び「改善計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のインボイス制度が導入されて以降、約二年が経過した今、同制度に係る支援策については、その活用状況も踏まえつつ、適切に見直しを行ってまいりたい。

五の1について

お尋ねの「インボイス制度導入に際して政府が行った影響評価」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五の2について
お尋ねの「負担軽減措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十一条の二及び附則第五十二条第一項の措置を指すとすれば、令和六年十二月十九日の参議院財政金融委員会において、加藤財務大臣が「インボイス制度に関する各種特例措置についてであります、これはあくまでインボイス制度の円滑な導入や定着を図るために設けられたものであります。その延長等においては、そうした設置をした目的なども含めて、慎重に検討していく必要があると考えております。」と答弁しているところであり、現時点で当該措置の延長又は恒久化について判断しておらず、当該措置を延長又は恒久化しないことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

六について
お尋ねの「請願書」については、令和七年五月二十八日、公正取引委員会、財務省、国税庁及び中小企業庁がそれぞれ受理した。

令和七年六月十日提出
質問 第一四一一号
忘れられる権利の制度的整備に関する質問主
意書

提出者 八幡 愛

令和七年六月二十日 衆議院会議録第三十六号

忘れられる権利の制度的整備に関する質問
主意書

インターネット上に蓄積された過去の個人情報
が、検索技術等の発展により事実上半永久的に参
照可能となる今日において、「忘れられる権利」
は、個人の人格的自律や更生権、自己情報コント
ロール権の観点から、国際的に重要性を増してい
ると考える。

欧州連合においては、二〇一四年の欧州司法裁
判所判決を契機として、二〇一八年に施行され
たいわゆる一般データ保護規則(GDPR)第十七
条において、個人が自己に関する情報の消去を請
求する「消去権」が明記された。これにより、個
人は、過去の一定の情報について、検索エンジン
運営者等に対して削除を求める権利を法的に保障
されていると承知している。

一方、我が国では、いわゆる個人情報保護法に
おける利用停止請求・削除請求や、検索結果削
除をめぐる一部の判例等が存在するものの、制度
としての確立や行政手続の整備は十分とはい
えない状況にあると考える。

二〇二二年の個人情報保護法改正や二〇二四年
のいわゆる個人情報保護法ガイドライン改正で
は、削除請求の実務運用が一部整理されたが、依
然として迅速かつ低コスト救済やプラットフォーム
事業者の対応の明確化が課題となっている。ま
た、AIによる自動再投稿、社会的制裁の永続
化、偽情報の蔓延といった新たな課題も浮上し
、報道の自由・学術研究・いわゆる公益的アーカイ
ブ保存等との調整の必要性も指摘されていると承
知している。加えて、日本国憲法第二十一条第一
項が保障する表現の自由及び報道の自由、国民の
知る権利との適切な均衡を確保することは、民主

主義社会における知る権利・検証可能性を担保す
る上で不可欠であると考えます。

また、我が国が提唱する「Data Flow with Trust」の理念と
の整合性を確保しつつ、国際社会との信頼関係を
維持する観点からも、被害救済やプラットフォーム
事業者への対応を含めた制度的検討が急務であ
ると考える。

二 政府は、現行の個人情報保護法上の利用停
止請求・削除請求が、「忘れられる権利」を事
実上保障していると認識しているか。また、
同法が国際的基準(GDPR等)と比較して十
分な内容であると評価しているか、それぞれ
見解を示されたい。

一 制度の現状とその評価について
政府は、現行の個人情報保護法上の利用停
止請求・削除請求が、「忘れられる権利」を事
実上保障していると認識しているか。また、
同法が国際的基準(GDPR等)と比較して十
分な内容であると評価しているか、それぞれ
見解を示されたい。

二 被害救済の実効性と行政手続の整備について
現行制度では、削除請求が認められるまで
に平均してどの程度の期間を要し、費用が発
生していると政府は把握しているか。把握し
ているのであれば、それぞれ可能な限り明示
されたい。

三 民事訴訟や仮処分に代えて、行政的又は準
司法的手段(個人情報保護委員会による、裁
定、あっせん、行政指導など)によって迅速
な削除要請を可能とする制度の検討状況をそ
れぞれ可能な限り示されたい。

四 個人情報保護委員会における削除請求に関
する相談件数、削除に関する助言及び勧告の
件数(直近年分)についてそれぞれ可能な限り
明示されたい。

三 新技術・二次流通・子どもに関する課題につ
いて
1 AIによる自動要約や生成技術によって、
削除済み情報の再生成や二次拡散が容易とな
っている現状に対し、国民の「忘れられる
権利」を守るため、どのような規制・技術
的対応を検討しているか。

2 検索結果削除が認められたにもかかわらず、
アーカイブサイトやいわゆるキャッシュ
情報により情報が残存している事例につ
いて、削除後の追跡的措置や再表示の有無を政
府として調査及び検証しているか。

3 児童・生徒が過去にSNS等で公開した投
稿や写真が長期間にわたり検索可能となる問
題について、各府省庁はどのような調査及び
対応を行っているか。

四 公共利益との調整に関する課題について
1 重大犯罪報道や公益的アーカイブの削除請
求に関し、政府はどのような公共性評価指標
の策定を検討しているか。

2 表現の自由に資する報道、学術研究、歴史
的記録の保存という公益と「忘れられる権利」
の両立を図るため、政府は指針又は具体的評
価基準を策定する予定があるかを示された上
で、報道機関・学術機関等との協議体の設置
可能性について、政府の検討状況を示され
たい。

五 国民への情報提供と制度改善に向けた指針に
ついて
1 政府が国民に対して「忘れられる権利」やそ

の類似概念(いわゆる「デジタル遺産、自己情報コントロール権など」)について啓発を行った事業の件数、内容、対象層(学校教育、自治体広報など)をそれぞれ可能な限り明示されたい。

2 政府として、今後「忘れられる権利」を独立した権利概念として立法上明確化する検討を行っているか。行っているのであれば、その際に参考としている他国法制があれば可能な限り示されたい。

内閣衆質二一七第二四二号
令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出忘れられる権利の制度的整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出忘れられる権利の制度的整備に関する質問に対する答弁書

一の1について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「忘れられる権利」は様々な意味で用いられるものであり、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。)第三十五条の規定に基づく利用停止等の請求又は個人情報保護法第九十八条の規定に基づく利用停止請求がお尋ねの「忘れられる権利」を「事実上保障している」かどうかについてお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「国際的

基準(GDPR等)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個人情報保護法は、経済協力開発機構の「Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data」に準拠するとともに、個人情報保護の保護に関し、我が国と欧州連合との間で相互に認証を行う枠組みにおいて、欧州委員会からいわゆる一般データ保護規則に基づき十分な保護水準である旨の認定を得ていることから、個人情報保護法は、いわゆる一般データ保護規則等と比較しても十分な水準にあると考えている。

一の2について

お尋ねの「現行法上で明文規定が存在しない理由」については、お尋ねの「インデックス検索結果からの削除を請求する権利」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者等を広く対象として、その遵守すべき義務等が定められているものであり、お尋ねの「検索エンジン」を運営する事業者を特に対象とした規定はない。

お尋ねの「二〇二二年の個人情報保護法改正過程において条文化が見送られた経緯」については、その意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねの「削除請求」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個人情報保護法第三十五条の規定に基づく利用停止等の請求又は個人情報保護法第九十八条の規定に基づく利用停止請求が「認められるまでに平均してどの程度の期間を要し、費用が発生している」かについて

は、把握していない。

なお、個人情報保護法第六十五条の規定に基づき、個人情報保護委員会が実施した令和五年度における施行状況調査によれば、個人情報保護法第九十八条の規定に基づく利用停止請求に対して、個人情報保護法第一百一条の規定に基づき、行政機関が決定をした十五件及び独立行政法人等が決定をした十件の全てが、個人情報保護法第一百二条に規定する期限内に決定をされている。また、個人情報保護法第九十八条の規定に基づく利用停止請求に係る手数料に関する規定はない。

二の2について

お尋ねの「行政的又は準司法的手段」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個人情報保護委員会は、個人情報保護法第三十二条第二号の規定に基づき、個人情報、個人情報保護法第二条第五項に規定する仮名加工情報及び同条第六項に規定する匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事務をつかさどっており、同号の規定に基づき必要なあつせんを行っている。

二の3について

お尋ねの「削除請求」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個人情報保護委員会の個人情報保護法相談ダイヤルに寄せられた個人情報保護法第三十五条第一項の「保有個人データの利用の停止又は消去」、同条第五項の「保有個人データの利用停止等」及び個人情報保護法第九十八条第一項第一号の「保有個人情報の利用の停止又は消去に係る相談件数」については、令和六年度において百七十一件となっている。

また、お尋ねの「削除に関する助言及び勧告」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個人情報保護委員会が、個人情報保護法第三十五条第二項、第六項若しくは第七項又は第百条から第百三条までの規定に關して行った個人情報保護法第四十七条若しくは第百五十七条に規定する指導及び助言又は個人情報保護法第百四十八条第一項若しくは第百五十八条に規定する勧告の件数については、令和六年度においていずれも零件となっている。

三の1について

お尋ねの「AIによる自動要約や生成技術によつて、削除済み情報の再生成や二次拡散が容易となっている現状」及び「規制的・技術的対応」の意味するところが明らかではなく、また、お尋ねの「忘れられる権利」は様々な意味で用いられるものであるため、お答えすることは困難である。なお、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和七年法律第五十三号第十三条においては、「国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されている。

三の2について

お尋ねの「検索結果削除が認められたにもかかわらず、アーカイブサイトやいわゆるキャッシュ情報により情報が残存している事例」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、個人情報保護法上問題となる事例に対しては、個人情報保護委員会において、個人情報保護法に基づき適切に対応を行うこととなる。

三の3について

お尋ねの「児童・生徒が過去にSNS等で公開した投稿や写真が長期間にわたり検索可能となる問題」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の1について

お尋ねの「公共性評価指標」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

四の2について

お尋ねの「忘れられる権利」は様々な意味で用いられるものであり、また、お尋ねの「表現の自由に資する報道、学術研究、歴史的記録の保存」という公益と「忘れられる権利」の両立の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五の1について

お尋ねの「忘れられる権利」は様々な意味で用いられるものであり、また、お尋ねの「その類似概念(いわゆるデジタル遺産、自己情報コントロール権など)について啓発を行った事業」の意味するところが必ずしも明らかではなく、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、総務省では、平成二十八年十二月に国民向けの「インターネット上に掲載された過去のプライバシー関連情報等の取扱いに関するシンポジウム」を開催した。

五の2について

お尋ねの「独立した権利概念として立法上明確化」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

令和七年六月十日提出
質問 第二四三号

外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書

提出者 太 栄志

外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問主意書

我が国における土地及び建物以下「土地等」という。の取得、賃貸借、利用、売却その他の取引(以下「取得等」という。)については、日本人、外国人、内国法人若しくは外国法人の別又は取引の目的のいかんを問わず、原則として自由に行うことができる。しかし、外国人又は外国法人による土地等の取得等が無制限に行われることに対して、安全保障の観点から潜在的なリスクがあることが指摘されてきた。特に、防衛関係施設の周辺、国境離島、森林等において、実質的な所有者や利用目的が明らかにされていない外国人又は外国法人による土地等の取得等が報告されており、地域住民に懸念を抱かしていると考ええる。

政府は、これまでの国会での質疑において、外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制について検討する旨答弁している一方、我が国は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(以下「WTO協定」という。)附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定(以下「GATS」という。)において土地取引について留保を付していないことから、専ら外国人又は外国法人のみを対象とする制度を設けることは、GATS第十七条に規定する内国民待遇との関係で問題が生ずる可能性があるため留意する必要があるとしている。また、今後新たに留保を付するのは困難である旨も答弁して

いる。他方で、地域的な包括的経済連携協定(以下「RCEP」という。)においては、外国人又は外国法人による土地の取得又は賃貸借に関し、サービス貿易及び投資に関する内国民待遇、市場アクセス及び最恵待遇の義務に留保を付し、現行の措置として外国人土地法を記載している。これらを踏まえて、以下、政府に対し質問をする。

一 GATSとRCEPとの関係について
1 RCEPの締約国は全てWTO協定の締約国であることから、RCEPの締約国に対しては、GATSとRCEP双方の規定が適用されるという理解でよい。

2 我が国が、外国人又は外国法人による土地等の取得等を禁止又は制限する法制上の措置を講じた場合、RCEPの締約国との間で用されるのか。

3 我が国が、外国人土地法第四条第二項の規定に基づく「国防上必要ナル地区」を政令で定めた上で、同条第一項の規定に基づき、我が国以外のRCEP締約国の自然人又は法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することは、RCEPの規定に違反するか。

二 GATS第十四条の二について

1 我が国が安全保障上の理由から重要施設(防衛関係施設等)及び国境離島等について、外国人又は外国法人による土地等の取得等を禁止し、又は制限することを内容とする法制上の措置を講ずることは、GATS第十四条の二(安全保障のための例外)に基づく措置に当たると考えるか。

2 外国人土地法第四条第二項の「国防上必要ナル地区」を政令で定め、同条第一項に基づき、政令により、「外国人又ハ外国法人ノ土地ニ関スル権利ノ取得ニ付禁止ヲ為シ又ハ条件若ハ制限ヲ附スルコト」は、GATS第十四条の二に基づく措置に当たると考えるか。

3 GATS第十四条の二第二項の規定に基づき、サービスの貿易に関する理事会に対して同条第一項の規定に基づいてとられる措置並びにその終了について、通報された事例を政府は把握しているか。把握している場合にはそれぞれ可能な限り事例を示されたい。

4 GATS第十四条の二第一項の規定に基づいてとられる措置について、GATS締約国間で貿易に関する国際紛争が発生し、WTO協定に基づく紛争解決手続がとられた事例を政府は把握しているか。把握している場合には可能な限り事例を示されたい。

三 GATSがサービスの貿易に関する協定であることを踏まえると、外国人又は外国法人による我が国の土地等のサービスの貿易に関連しない取得等を禁止し、又は制限することを内容とする法制上の措置を講ずることは、GATSの規定に違反しないと考えるか。

内閣衆質二一七第二四三号
令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員太栄志君提出外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員太宋志君提出外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

地域的な包括的経済連携協定(令和三年条約第七号。以下「RCEP協定」という。)の締約国については、いずれも世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定(以下「GATS」という。)の締約国であり、RCEP協定とGATSの双方の規定が適用される。

一の3について

お尋ねの「RCEPの規定」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、RCEP協定の附属書Ⅲ表Bの留保事項十四においては、内国民待遇(第八・四条及び第十・三条)、市場アクセス(第八・五条)及び最恵国待遇(第八・六条及び第十・四条)に関し、日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができるとされており、現行の措置として外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)が記載されている。

二の1及び2について

お尋ねの「安全保障上の理由」、「重要施設(防衛関係施設等)及び国境離島等」及び「外国人又は外国法人による土地等の取得等を禁止し、又は制限すること」を内容とする法制上の措置の具体的に意味するところが明らかではなく、また、お尋ねの「政令により」、「外国人又は外国法人ノ土地ニ関スル権利ノ取得ニ付禁止ヲ為シ又ハ条件若ハ制限ヲ附スルコト」の具体的な内容が明らかではなく、お答えすることは困難であ

る。

二の3について

お尋ねについては、世界貿易機関事務局によれば、これまで、ニカラグアがホンジュラス及びコロンビアに対して講じたお尋ねの「措置」について二千年にサービスの貿易に関する理事会に「通報した事例がある」とのことである。

二の4について

これまで、お尋ねの「事例」があるとは承知していない。

三について

お尋ねの「我が国の土地等のサービスの貿易に関連しない取得等を禁止し、又は制限すること」を内容とする法制上の措置の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、GATSについては、サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置について適用されるものである。

令和七年六月十一日提出
質問 第二四四号

推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問
主 意 書

提出者 水沼 秀幸

推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問
主 意 書

悪質ホストクラブ問題とは、若年女性たちが一部の悪質なホストクラブにおいて高額な飲食代を請求されることによって多額の借金(元掛金)を背負い、その返済のために売春等を強要されるといふ極めて深刻な問題である。またスカウトグループ、性風俗店等が女性を徹底的に搾取する卑劣な

ビジネスモデルが存在しており、背後には匿名・流動型犯罪グループ(いわゆるトリクルウ)の関与もうかがわれることから、対策は急務であると考えらる。

そのため、多額の債務を負担させられることとなる悪質な営業行為や債務の返済に係る悪質な要求行為等を規制し、性風俗店によるいわゆるスカウトバックを禁止するなどして、悪質ホストクラブに係る女性の被害防止を図るとともに、悪質ホストクラブをめぐる卑劣なビジネスモデルの解体を図るためのいわゆる風営適正化法改正が一般なされた。改正内容を踏まえた具体的違法行為を明確化することで、悪質ホスト対策の実効性を確保するために、以下質問する。

一 今国会の風営適正化法改正において第十八条の三第二号口においては風俗営業者の禁止行為として「当該接客従業者がその意に反して受ける降格、配置転換その他の業務上の不利益を回避するためには、当該客が遊興又は飲食をすることが必要不可欠である旨を告げること」とされているが、店内における当日売上げ一位の者となつて閉店前に好きな楽曲を歌いたい、売上げ順位競争において上位に入りたい、幹部に昇格したい等の「業務上の利益を獲得するために、客が遊興又は飲食をすることが必要不可欠である旨を告げること」は禁止行為とされないのか。禁止行為とされないのであれば、その理由を併せて示されたい。

二 風営適正化法にて禁止されている客引き行為について
1 マッチングアプリ等で女性を探し、当初はその目的を秘して個別に近づき、交際関係に至った段階で来店を求める行為は風営適正化

法にて禁止されている客引き行為に認定されるか。政府における見解を示されたい。

2 SNSには、個人間で直接メッセージを送受信できる、ダイレクトメッセージ機能をするアプリが存在する。ホストがSNS上にアカウントを開設し、当該アカウントをフォローした者に対し、相手特定し個別にメッセージを送信することで、来店を求める行為は風営適正化法にて禁止されている客引き行為に認定されるか。政府における見解を示されたい。

三 今後は、風営適正化法が及ばないいわゆるメンズコンセプトカフェやボーイズバー等の営業形態に看板を付け替えることで、規制を免れようとする事業者が発生することを防ぐ必要があると考える。前提として「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」が風営適正化法上における接待だと認識している。コンセプトカフェ等で、客と接客従業者が、体を密着させる・握手をする・指を触れ合わせる行為をしてツーショット撮影をした場合、どこからが単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超えた積極的行為として認定されるのか。政府における認識を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二四四号
令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員水沼秀幸君提出推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員水沼秀幸君提出推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「業務上の利益を獲得するため」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、ある行為が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律令和七年法律第四十五号による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第十八条の三において規制される行為に該当するか否かについては、具体の事実即ち個別に判断されるべきものであるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、同条第二号の規定は、接待飲食営業の実態や当該営業は適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得ることも踏まえ、善良の風俗を保持する観点から、当該営業において客の接客従業者に対する恋愛感情等に乘じて行われる行為のうち、客の正常な判断を著しく阻害する特に悪質な行為を規制することとしたものである。

二の1及び2について

接待飲食営業を営む者が当該営業に関し客引きをする行為は、法第二十二條第一項第一号において禁止されているが、ある行為が当該禁止行為に該当するか否かについては、具体の事実即ち個別に判断されるべきものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

三について

法第二條第三項に規定する接待とは、御指摘

令和七年六月二十日 衆議院会議録第三十六号

のとおり「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」をいうものであるが、ある行為がこれに該当するか否かについては、具体の事実即ち個別に判断されるべきものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和七年六月十一日提出
質問第二四 五号

保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問主意書

提出者 阪口 直人

保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問主意書

学校歯科検診で「不正咬合」を指摘され、歯科矯正が必要な場合でも健康保険が適用される条件が厳しいため、治療を諦める事例が相次いでいると承知している。

令和六年度診療報酬改定で保険適用疾患の追加が行われ、学校歯科検診で不正咬合の疑いがあると判断された患者に対して、矯正治療の保険適用の可否を判断するための検査・診断が保険適用されるようになった。ただ、治療のためのカウンセリングや実際の矯正治療内容に関する相談は対象外となる。

他の先進国を見れば、こどもの矯正治療は多くの場合、公的医療保険が適用されている。フランスでは十六歳未満のこどもの歯列矯正に対して公的医療保険が適用される。ドイツでは公的健康保険による早期矯正治療は四歳以降、十八歳未満で治療の必要が認められた人に対して認められている。

したがって、次の事項について政府に対し質問

議長の報告

する。

一 学校歯科検診で歯列・咬合の異常の指摘を受けた場合に限り、年度内に一回限りの歯科矯正相談の保険適用を認めているが、これをこどもの必要に応じ、複数回にすることは可能か。

二 学校歯科検診で、不正咬合などを指摘されたこどもの親は矯正治療に大きな不安を持っていると承知している。現在、保険適用外となつているカウンセリングや実際の矯正治療内容に関する相談を保険適用にすることは検討できないのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二四五号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阪口直人君提出保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阪口直人君提出保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和六年度診療報酬改定においては、令和六年二月十四日の中央社会保険医療協議会の答申に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定告示」という。）において、算定告示別表第二区分番号N001―2に規定する「第十三部に掲げる歯科矯正の適応となる咬合異常又は顎変形症が疑われる患者に対し、歯・歯列の状態、咬合状態又は顎骨の形態等の分析及び診断を行い、当該患者に対し、診断結果等を文書により提供した場合」を評価する「歯科矯正相談料」を新設したところであるが、我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付が行われているところであり、令和五年十二月十五日に開催された同協議会総会において、「学校歯科健診で不正咬合の疑いがある」と判断されて受診した患者の評価をめぐっては、保護者の方が受診を躊躇することがないようにしたいという思いはありますが、診療報酬の適用範囲を拡大することが、適切な対応かという点は疑問が残ると考えております。

者に対し、診断結果等を文書により提供した場合

を評価する「歯科矯正相談料」を新設したところであるが、我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付が行われているところであり、令和五年十二月十五日に開催された同協議会総会において、「学校歯科健診で不正咬合の疑いがある」と判断されて受診した患者の評価をめぐっては、保護者の方が受診を躊躇することがないようにしたいという思いはありますが、診療報酬の適用範囲を拡大することが、適切な対応かという点は疑問が残ると考えております。

実際の点の程度保険適用が可能なケースが存在するかなどの実績を踏まえた上で、慎重な検討が必要ではないかと思ひます」との意見があったこと等も踏まえ、算定告示において、「年度に一回に限り算定する」としているものである。こうした経緯等を踏まえると、御指摘のように「複数回にすること」や「保険適用外となつていないカウンセリングや実際の矯正治療内容に関する相談を保険適用にすること」については、慎重な検討が必要と考えている。

令和七年六月十一日提出
質問第二四 六号

尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問主意書

我が国は世界第六位の排他的経済水域面積を誇る海洋国家であり、海洋基本法に基づく海洋基本計画及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基

づき海洋資源の開発が行われている。その中でも、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海は特に有望な海洋資源が埋蔵されていると期待されており、我が国でも沖縄本島近海を中心に調査が進められていると承知している。

尖閣諸島周辺海域での原油等(原油・天然ガス)資源については、報道によると、一九六九年に国際連合アジア極東経済委員会(当時)が公表したデータで約千九十五億バレルの原油等が、一九九四年の通商産業省(当時)の石油審議会の開発部会が公表したデータで約三十二・六億バレルの原油等が埋蔵されているとされている。

また、二〇一二年十月三日の日本経済新聞の記事によると、石垣島周辺海域での海底熱水鉱床の存在が確認されており、金、銀、銅、亜鉛やレアメタル等の有力な供給源として期待されている。この海底熱水鉱床は、尖閣諸島周辺海域での存在も示唆されているが、その後同周辺海域で調査が行われているとの報道はないと承知している。

尖閣諸島は二〇一二年九月に国有化されたが、この国有化は「平穏かつ安定的な維持・管理を図る」ためのものであるとしており、今日に至るまで我が国において尖閣諸島及び周辺海域において大規模な開発が行われているとの報道はないと承知している。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 尖閣諸島周辺海域での原油等資源調査について

前記一九九四年の通商産業省(当時)でのデータ公表以降、尖閣諸島周辺海域での新たな原油等資源調査は行われていないと承知しているが、調査を行うに至らなかった理由を示された

二 尖閣諸島周辺海域での海洋鉱物資源調査につ

いて

尖閣諸島周辺海域での海洋鉱物資源調査及び開発はこれまでに行われているか。行われている場合は、その調査及び開発の概要と結果をそれぞれ示された。行われていない場合は、なぜ行われていないのか理由を示された。

三 国有化後の尖閣諸島の開発について

前述のとおり、政府は尖閣諸島の国有化について、これまで度々「平穏かつ安定的な維持・管理を図る」ことが目的であると答弁してきた。しかしながら、尖閣諸島は我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。よって、前記の目的は達成されているのであるから、国有財産の有効な活用及び安定的な資源供給の観点から、今後は維持・管理のみならず、尖閣諸島及び周辺海域の開発を積極的に行うべきではないかと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第二四六号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木庸介君提出尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木庸介君提出尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「尖閣諸島周辺海域」の具体的な範囲

並びに「新たな原油等資源調査」、「海洋鉱物資源調査」及び「国有財産の有効な活用及び安定的な資源供給の観点から」の「開発」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、我が国周辺の海域における石油、金属鉱物等の探鉱等については、例えば、石油・天然ガスについては、経済産業省において、「海洋基本計画」(令和五年四月二十八日閣議決定)に基づき、「日本周辺の海域における石油・天然ガスの探鉱活動及びCCSの適地開発を推進するため、引き続き、三次元物理探査船等を使用した国主導での探査(令和十年度までにおおむね五万平方キロメートル/十年)を機動的に実施する」こととしており、また、海洋鉱物資源については、同省などの関係府省において、「エネルギー基本計画」(令和七年二月十八日閣議決定)に基づき、「我が国の領海・排他的経済水域等に賦存する国産海洋鉱物資源である金銀銅等が含まれる海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガング塊、レアアース泥については、引き続き国際情勢をにらみつつ、探鉱・揚鉱、選鉱・製錬技術の確立、資源量調査、環境影響把握等の取組を進めていく」こととしており、引き続き、これらの取組を推進してまいりたい。

令和七年六月十一日提出
質問 第二四七号

外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問主意書

近年、外国人による我が国国内の不動産に対する

る投資が活発に行われている。外国人による不動産取得については、オーストラリアのように購入できる不動産の種類に制限を設けている事例や、シンガポールのように取得時に自国民より高率の追加印紙税をかけることにより実質的に購入を制限している事例が存在し、その他にも様々な規制により自国民と外国人に差を設けている国が多数あると承知している。

我が国では基本的に外国人及び外国法人であっても日本人と同様の条件で国内不動産の購入、所有権の取得が可能であり、いわゆる重要土地等調査法第十三条第一項に基づく届出制度を除き、特段の規制が存在しない。そのため、我が国の不動産市場における外国人投資家の割合は増加傾向にあり、二〇二一年三月に国土交通省が公表した、令和二年度海外投資家アンケート調査業務報告書によると、二〇二〇年の不動産投資市場で海外投資家の占める割合は全体の投資額の三十四パーセントであるとされており、また、二〇二四年十二月にシービーアールイー株式会社が発行した、不動産マーケットアウトlook二〇二五によると、十億円以上の投資用不動産取引のうち、海外投資家の投資額が占める割合は二〇二〇年以降概ね三十パーセント前後で推移していると承知している。

このように、我が国の不動産投資市場において、外国人投資家は少なからぬ存在を示しているが、近年、これらの外国人が所有する国内不動産に対する課税についての問題が各種報道機関において報じられていると承知している。

不動産を含む日本国内の財産を相続により取得した場合、相続人及び被相続人の国籍や国内住所の有無にかかわらず、相続人は相続税の納税義務を負うことになる。

ところが、我が国の税務当局は国内に住所を持たない外国籍の国内財産所有者の死亡を直接的に把握する手段を持たないため、当該財産に係る相続の発生を把握することができず、適切な課税が行われていないのが現状である。また、法人が所有する不動産は原則として相続税の課税対象にならないため、法人名義での所有や、海外で売却益を処理するといった手法による課税逃れが平然と行われているとの報道もあると承知している。

これらの認識を前提に、以下質問する。

一 外国人による国内不動産取得の制限について

1 諸外国では外国人による不動産取得に制限を設けている国が多数あり、日本国内においては不動産市場における外国人の影響力が高

まっている現状があるが、現行制度上、我が国において外国人による国内不動産取得の制限が設けられていない理由は何か。

2 今後外国人による国内不動産取得に制限を設けるべきであると考えるか、政府の見解を問う。

二 海外在住者の滞納処分について

1 海外在住の外国籍の納税者が国税を納期限までに納付しなかった場合、滞納処分として差押えを行うことは可能か。

2 差押えの範囲に国外財産が含まれる場合、当該国外財産に対して差押えを行うことは可能か。

三 相続の発生について

国内に住所を持たない外国籍の国内不動産所有者の死亡に伴う相続について、税務当局が当該国内不動産の相続の発生を把握する手段として、相続人による相続税の申告と、登記情報連

携システムによる異動情報の提供の二つの手段がある」と認識しているが、これら以外に税務当局が国内不動産の相続の発生を把握する手段はあるか。あるとすればそれはなにか。

四 相続税の適切な課税について

前記三の質問において、税務当局が他に当該国内不動産の相続の発生を把握する手段を持っていないとすると、相続人による相続税の申告がなされない場合には、本来課税対象である当該国内不動産に対する相続税の課税ができないことになるが、これはいわゆる租税公平主義に反しないか。反すると考える場合、なぜ是正する措置を取らないのか、政府の見解を問う。右質問する。

内閣衆質二一七第二四七号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木庸介君提出外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木庸介君提出外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問に対する答弁書

一について

我が国における外国人による不動産取得の規制の在り方については、それぞれの政策目的に応じた制限の必要性や個人の財産権の保障、国際約束との整合性等の諸事情を総合的に考慮した上で判断する必要があるものであり、お尋ね

の「理由」及び「今後外国人による国内不動産取得に制限を設ける」ことについて一概にお答えすることは困難である。

二の1について

国税の滞納整理に当たっては、滞納者の居住地や国籍によって、取扱いが異なるものではなく、海外在住の外国籍の滞納者についても、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第四十七条の規定に基づき、その財産の差押えを行うことは可能である。

二の2について

国税当局としては、滞納者の国外財産に対しては、我が国の法令に基づく租税の徴収の権限を執行することができないが、租税条約に基づく租税の徴収の共助の枠組みを活用して、条約の相手国の税務当局が、当該国の法令に基づき、滞納者が当該国において所有する財産の差押えを行うことは可能である。

三及び四について

お尋ねについて、国税当局においては、御指摘の「相続人による相続税の申告」や「登記情報連携システムによる異動情報の提供」のほか、様々な機会を通じて収集した資料情報から、不

動産の相続による所有権の移転を把握し、課税上問題があると認められる場合には、税務調査を行うなどして、適正かつ公平な課税の実現に努めている。国税当局としては、このような取組を通じて、御指摘の「国内不動産に対する相続税の課税」について厳正に対処しており、御指摘の「租税公平主義」に反するとは考えていない。

令和七年六月十一日提出
質問第二四八号

花粉症対策に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

花粉症対策に関する質問主意書

我が国において、花粉症の有病率は四割を超えていると推定されている。社会的・経済的に大きな影響を及ぼす花粉症の対策は、今日の我が国にとって重要な課題であると考える。

政府は、令和五年五月に決定した、花粉症対策の全体像（以下、全体像という。）において、令和十五年度（十年後）の花粉発生源となるスギ人工林の約二割減少と、将来（約三十年後）の花粉発生量の半減を目指し、スギ人工林の伐採量を増加させるとともに、花粉の少ない苗木や他樹種による植替えを推進することとしている。また、令和五年十月には、全体像が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を、花粉症対策初期集中対応パッケージ（以下、対応パッケージという。）として取りまとめている。

神奈川県においても、スギやヒノキなどの人工林が森林面積の四割を占めており、広範囲に飛散する花粉の発生源となっていることから、平成三十年に、神奈川県花粉発生源対策十か年計画を策定し、一般的なスギやヒノキの品種と比べて花粉生産量が少ない、あるいは全く生産しない品種の苗木（以下、花粉症対策苗木という。）の生産やスギ・ヒノキ林のいわゆる針広混交林化、花粉の少ないスギなどの植替えの取組を進めている。一方で、平成三十年度からの十か年で、混交林化面積五千ヘクタール、植替え面積三百六十ヘクタールの目標を掲げているが、令和五年度までの六年間

で、ともに約三十％の進捗率となっている。

これらを踏まえ、以下政府に対し質問する。

一 全体像においては、令和十五年度にスギ人工林の約二割減少、将来的(約三十年後)に花粉発生量の半減を目標に掲げ、スギ人工林の伐採を決定当時の約五万ヘクタール／年から、十年後には約七万ヘクタール／年まで増加させるとしている。これに関連して、次の項目についてそれぞれ可能な限り示されたい。

1 全体像決定当時におけるスギ人工林の全国及び都道府県別の面積

2 1のうち、全体像における伐採の対象となるスギ人工林の全国及び都道府県別の面積
3 直近年度において伐採又は花粉の少ない苗木や他樹種による植替えを行ったスギ人工林の全国及び都道府県別の面積

二 林野庁は、平成三十年三月二十日の衆議院農林水産委員会において、神奈川県、東京都、埼玉県の一都二県のスギ、ヒノキの花粉症対策苗木への植替えには、単純計算ではあるが約三百五十年かかると答弁している。全体像及び対応パッケージによる取組を進めた場合における、全国のスギ及びヒノキの人工林を全て花粉症対策苗木へ植え替えるのに必要な期間についてそれぞれ示されたい。

三 対応パッケージでは、花粉発生源対策の一つとして、花粉の少ないスギ苗木の生産割合を決定当時の五割から十年後に九割以上に引き上げることを目指すとしている。神奈川県では、県内で生産しているスギ及びヒノキの苗木は全て花粉症対策苗木となっておりとされているが、全国で花粉症対策苗木の供給を進めるためには、近隣の都道府県との広域的な連携や協力が

必要であると考える。これに関連して、次の項目についてそれぞれ可能な限り示されたい。

1 花粉症対策苗木の全国及び都道府県別の生産量及び生産割合

2 花粉症対策苗木の生産・供給促進のための広域的な連携・協力に対する政府の取組
四 全体像及び対応パッケージにおいては、花粉発生源対策として、スギ材需要の拡大や林業の生産性向上等が掲げられているが、我が国の山林は急峻な立地が多く、木材搬出の困難さ、生産費用の高さなどによって、国産木材が利用されにくくなっているのではないかと考える。政府における、木材搬出を円滑に行うための支援及び生産費用軽減のための支援についてそれぞれ示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二四八号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出花粉症対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長友よしひろ君提出花粉症対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

「花粉症対策の全体像」(令和五年五月三十日花粉症に関する関係閣僚会議決定。以下「全体像」という。)を取りまとめた時点で最新の森林資源現況調査におけるスギ人工林の面積について、全国及び都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

全国 四百四十三万七千五百九十二ヘクタール

北海道	三万二千二百二十八ヘクタール
青森県	十九万八千六百九十ヘクタール
岩手県	二十万五千二百五十五ヘクタール
宮城県	十三万三千百九十二ヘクタール
秋田県	三十六万六千六百六十五ヘクタール
山形県	十六万八千七百七十二ヘクタール
福島県	十八万五千百七十二ヘクタール
茨城県	六万七千七百四十一ヘクタール
栃木県	七万七千九百六十七ヘクタール
群馬県	七万八千五百五十八ヘクタール
埼玉県	三万六千五百一十八ヘクタール
千葉県	四万七千二百三十九ヘクタール
東京都	二万二千四百五十七ヘクタール
神奈川県	一万九千二百十六ヘクタール
新潟県	十四万三千八百五十四ヘクタール
富山県	五万四千七百七十八ヘクタール
石川県	七万二千二百五十五ヘクタール
福井県	十万五千九百二十ヘクタール
山梨県	二万五千九百八十四ヘクタール
長野県	六万四千七百七十八ヘクタール
岐阜県	十二万二千二百六十二ヘクタール
静岡県	十一万一千一ヘクタール
愛知県	五万二千二百六十九ヘクタール
三重県	十万九千四百八ヘクタール
滋賀県	四万六千四百二十八ヘクタール
京都府	六万三千六百六十四ヘクタール
大阪府	七千六百八十七ヘクタール
兵庫県	十一万七千二百四十二ヘクタール
奈良県	九万七千二百七十七ヘクタール
和歌山県	九万三千三百七十五ヘクタール
鳥取県	七万三千三百十九ヘクタール

島根県 八万四千八百二十一ヘクタール
岡山県 四万四千五百六十三ヘクタール
広島県 五万四千二百二十二ヘクタール
山口県 六万七千六百十四ヘクタール
徳島県 十三万七千五百五十二ヘクタール
香川県 千九百四ヘクタール
愛媛県 十一万五千五百二十八ヘクタール
高知県 十五万三千五百八十四ヘクタール
福岡県 七万七千八百八十六ヘクタール
佐賀県 四万七千九百八十八ヘクタール
長崎県 三万八千三百三十六ヘクタール
熊本県 十五万二千八百四十七ヘクタール
大分県 十四万六千九百九十八ヘクタール
宮崎県 二十二万四千八百二十八ヘクタール
鹿児島県 十五万三千二百九十八ヘクタール
沖縄県 二百三十七ヘクタール

なお、表示単位未満の端数は、四捨五入しているため、全国と都道府県別の計とは必ずしも一致しないものである。

一の2について

全体像において、「十年後の令和十五年度(二千三十三年度)には花粉の発生源となるスギ人工林を・・・約二割減少させることを目指す」としているところであり、スギ人工林の伐採面積及び令和十五年度までに新たに花粉発生源となるスギ人工林の面積を勘案して推計すると、全国で約七十五万ヘクタールのスギ人工林の減少を目指すこととなるが、お尋ねの「都道府県別の面積」については、数値目標を設定していないため、お答えすることは困難である。

一の3について

スギ人工林の伐採面積については、令和六年九月に林野庁が公表した「森林・林業統計要覧

二〇二四(以下「要覧」という。)における、令和四年度の「立木伐採面積」及び「素材生産量」に占めるスギの割合を基に推計すると、全国のスギ人工林の「立木伐採面積」は約五万七千ヘクタールである。また、お尋ねの「都道府県別の面積」については、統計がないため、政府としては把握していない。

花粉の少ないスギ苗木への植替えを行ったスギ人工林の面積については、要覧及び令和六年二月に林野庁が各都道府県に対して行った調査に基づき、令和四年度において、スギの造林を行った森林の面積に、スギ苗木の年間生産量に占める花粉の少ないものの割合(以下「割合」という。)を乗じることにより推計したものを全国及び都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

全国 約六千八百二十四ヘクタール
北海道 零ヘクタール
青森県 約十五ヘクタール
岩手県 約四十三ヘクタール
宮城県 約二十八ヘクタール
秋田県 約二十四ヘクタール
山形県 約百六十二ヘクタール
福島県 約百四十六ヘクタール
茨城県 約二百八十七ヘクタール
栃木県 約三百八十二ヘクタール
群馬県 約百八十八ヘクタール
埼玉県 約二十七ヘクタール
千葉県 約五十九ヘクタール
東京都 約二十四ヘクタール
神奈川県 約八ヘクタール
新潟県 約一ヘクタール
富山県 約八十五ヘクタール

石川県 約十五ヘクタール
福井県 零ヘクタール
山梨県 約九ヘクタール
長野県 零ヘクタール
岐阜県 約三十九ヘクタール
静岡県 約五十一ヘクタール
愛知県 約十三ヘクタール
三重県 約六十一ヘクタール
滋賀県 約九ヘクタール
京都府 約四ヘクタール
大阪府 零ヘクタール
兵庫県 約百四十四ヘクタール
奈良県 約一ヘクタール
和歌山県 約六ヘクタール
鳥取県 約十七ヘクタール
島根県 零ヘクタール
岡山県 約三十ヘクタール
広島県 約三ヘクタール
山口県 約八ヘクタール
徳島県 約二十ヘクタール
香川県 零ヘクタール
愛媛県 約八十ヘクタール
高知県 零ヘクタール
福岡県 約二百五十七ヘクタール
佐賀県 約五十四ヘクタール
長崎県 約三十三ヘクタール
熊本県 約四百八十六ヘクタール
大分県 約七百十八ヘクタール
宮崎県 約二千六百九十一ヘクタール
鹿児島県 約七百二十三ヘクタール
沖縄県 零ヘクタール
なお、スギ苗木は都道府県間で流通しているものもあるため、この都道府県ごとの面積の推

計は、花粉の少ないスギ苗木への植替えを行ったスギ人工林の実際の面積とは異なる可能性がある。

お尋ねの「他樹種による植替えを行ったスギ人工林の全国及び都道府県別の面積」については、統計がないため、政府としては把握していない。

二について

全体像においては、「花粉量の多かった」令和五年「であっても平年並みの水準まで花粉量を減少させる」ことを目的に、「十年後の令和十五年度(二十三十三年度)には花粉の発生源となるスギ人工林を・・四百三十一万ヘクタールから約二割減少させることを目指す」としている。

お尋ねのように「全国のスギ及びヒノキの人工林を全て花粉症対策苗木へ植え替える」ことは想定していないため、これに「必要な期間」についてお答えすることは困難である。

三の1について

令和五年秋から令和六年夏までの①花粉の少ないスギ苗木の生産量及び②割合について、全国及び都道府県別にお示しすると、それぞれ次のとおりである。

全国 ①千七百七十六万四千本 ②約六十六パーセント
北海道 ①零本 ②零パーセント
青森県 ①五十万本 ②二十五パーセント
岩手県 ①十四万四千本 ②約十六パーセント
宮城県 ①十四万三千本 ②約十七パーセント
秋田県 ①八万六千本 ②約五パーセント

山形県 ①二十万本 ②約二十七パーセント
福島県 ①六十一万八千本 ②約四十七パーセント

茨城県 ①八十九万二千本 ②百パーセント
栃木県 ①百十三万本 ②百パーセント
群馬県 ①二十五万九千本 ②百パーセント
埼玉県 ①二万八千本 ②百パーセント
千葉県 ①二万三千本 ②百パーセント
東京都 ①三万九千本 ②百パーセント
神奈川県 ①四万本 ②百パーセント
新潟県 ①千本 ②約一パーセント
富山県 ①八万五千本 ②百パーセント
石川県 ①三千本 ②約二十二パーセント
福井県 ①零本 ②零パーセント
山梨県 ①三万本 ②百パーセント
長野県 ①零本 ②零パーセント
岐阜県 ①十二万八千本 ②約二十四パーセント

ント

静岡県 ①十四万本 ②百パーセント
愛知県 ①二万六千本 ②百パーセント
三重県 ①二十四万六千本 ②約六十五パーセント
滋賀県 ①二十九万二千本 ②約九十二パーセント
京都府 ①五万九千本 ②約二十七パーセント

ト

大阪府 ①零本 ②零パーセント
兵庫県 ①二十万四千本 ②百パーセント
奈良県 ①七千本 ②約十五パーセント
和歌山県 ①四万九千本 ②約十二パーセント

ト

鳥取県 ①十一万七千本 ②約四十九パーセント

島根県 ①十七万三千本 ②約四十パーセント 岡山県 ①七万四千本 ②約九十パーセント 広島県 ①三万七千本 ②約七十七パーセント 山口県 ①二万九千本 ②約二十一パーセント 徳島県 ①二十二万六千本 ②約五十五パーセント 香川県 ①六千本 ②約八十七パーセント 愛媛県 ①十九万八千本 ②約五十五パーセント 高知県 ①十八万七千本 ②約四十五パーセント 福岡県 ①九十七万七千本 ②約七十七パーセント 佐賀県 ①十三万四千本 ②約八十五パーセント 長崎県 ①二万八千本 ②百パーセント 熊本県 ①百四十万八千本 ②約五十二パーセント 大分県 ①百二十六万三千本 ②約七十九パーセント 宮崎県 ①五百八十一万六千本 ②約九十五パーセント 鹿児島県 ①百七十一万七千本 ②約六十二パーセント 沖縄県 ①零本 ②零パーセント 三の2について お尋ねの「花粉症対策苗木の生産・供給促進のための広域的な連携・協力に対する政府の取組」については、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」(令和五年十月十一日花粉症に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、令和五年度補正予算及び令和六年度補正予算で措置された「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策」において、都道府県間における花粉の少ないスギ苗木の需給情報の共有等を支援することにより、その広域流通を推進している。 四について お尋ねの「木材搬出を円滑に行うための支援及び生産費用軽減のための支援」については、林業事業体による高性能林業機械の導入、木材の搬出の促進を図るための路網の整備等を支援しているところである。	令和七年六月十一日提出 質問 第二四九号 大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問主意書 提出者 大石あきこ 大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問主意書 公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下、「万博協会」という。)は、令和六年三月二十八日に万博会場内で発生したメタンガスによる爆発火災事故を受け、同年九月十三日の理事会において、メタンガス対策として「会期中、ガス濃度測定を継続的に実施し、博覧会協会HPにて、測定値を毎日お知らせする。来場者等がわかりやすい公表内容を検討」と決定していた。 これに関連し、以下政府に対し質問する。 一 万博協会のホームページでは、毎日「気象・安全情報」をお知らせするとしており、その中で「ガス安全確認状況」という項目があり、前日の午後六時台に「安全にご来場いただけます」と記載されている。しかし、測定値を毎日お知らせするものとはなっていない。測定値のお知らせはしないということは、理事会で決定した方針と異なるが、方針変更はどこで行われ、いつ、政府として了承したのか。 二 令和七年六月二日に、万博協会はホームページにて、「万博会場内におけるメタンガス検知状況」として、「万博協会開幕後一か月間のメタンガス検知状況を取りまとめましたのでお知らせします。」としている。 それによると、いわゆるGW工区・交通ターミナルにおいて、同年四月十三日から五月十二日の間に側溝などに設置される格子状のグレーチング蓋等への交換を二十七カ所で実施し、うち交換前に二十二カ所で基準値以上を検知したとある。また、穴あき蓋への交換を行った二百九十六カ所のモニタリングにおいても、二カ所で基準値以上を検知したとある。 二十四カ所で基準値以上となっていたということになるが、その検知した日において、どのような基準で「安全にご来場いただけます」とお知らせをしていたのか。政府として把握するところを明らかにされたい。 三 二において、基準値以上となったカ所では、メタンガスの爆発下限界である五ボリウムパーセント以上の濃度が測定されたことはあるのか。政府として把握するところを明らかにされたい。 四 従来、万博協会は一定期間の「万博会場内等のガス濃度測定結果」を公表してきた。直近では令和七年四月三日に、同年一月から三月度について公表している。そこでは、メタンガスの検知状況について、地点と測定値を公表していた。同年六月二日の「万博協会開幕後一か月間のメタンガス検知状況」では、なぜ地点と測定値が公表されていないのか。政府として把握するところを明らかにされたい。 五 測定値の公表がされなくなったということは、万博協会は隠蔽しているのではないかと印象を与えると考ええる。来場者の安心・安全の確保のためには、政府として測定値の公表をするよう万博協会に求めるべきではないか。 右質問する。	内閣衆質二一七第二四九号 令和七年六月二十日 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 衆議院議員大石あきこ君提出大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員大石あきこ君提出大阪・関西万博会場のガス濃度測定に関する質問に対する答弁書 一について 令和七年四月十三日から開催されている国際博覧会(以下「博覧会」という。)の会場内におけるメタンガスの状況の公表の方法については、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)において決定されるものであるところ、博覧会協会として、令和六年九月十三日の博覧会協会の臨時理事会において「会期中、ガス濃度測定を継続的に実施し、博覧会協会HPにて、測定値を毎日お知らせ
--	--	--

せする(会場全体をカバーするための検知場所や頻度等は今後検討)。来場者等がわかりやすい公表内容を検討」と決定した後に、改めて当該公表の具体的な内容を検討した上で、令和七年三月十七日の博覧会協会の定例理事会において「会期中、会場内全域でのガス濃度測定を継続的に実施するとともに、各施設管理者・事業実施者に協力を頂き、各施設等での換気実施・安全確認を徹底する。」及び「安全確認の状況については、常時公表していく。」と決定したものであると承知している。

二及び三について

博覧会の開催期間中は、博覧会協会において、博覧会の会場内の全体でメタンガスの濃度を継続的に測定しており、来場者が立ち入らない地中にある配管等のための空間において、お尋ねの「基準値以上となった力所では、メタンガスの爆発下限界である五ボリウムパーセント以上の濃度が測定されたこと」があることは承知しているが、「その検知した日」においても、来場者が観覧する経路及び博覧会の会場内の建物におけるメタンガスの濃度の測定結果が基準値未満であったことから、博覧会協会が「安全に」来場いただけます」と公表していたものと承知している。

四及び五について

御指摘の「同年六月二日の「万博協会開幕後一か月間のメタンガス検知状況」では、なぜ地点と測定値が公表されていないのか。」については、博覧会協会が令和七年六月二日に公表した「万博会場内におけるメタンガス検知状況(二〇二五、四、一三、二〇二五、五、一二)の公表について」において、測定地点を特定すること

によって当該測定地点やその周辺に所在する設備や来場者等に危害を及ぼすおそれのある行為等が行われることを未然に防止する観点から、公表していないものと承知している。いずれにせよ、政府としては、博覧会の会場内におけるメタンガスの状況については、博覧会協会において、具体的な「測定値の公表の有無にかかわらず、来場者等に分かりやすい形で公表する必要がある」と考えている。

令和七年六月十一日提出
質問 第二五〇号

重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問主意書

提出者 大石あきこ

重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問主意書

私が提出した質問に対し、令和五年十二月十五日に政府答弁書(内閣衆質二二二第八八号)が送付された。

これに関連し、政府に対し質問する。

一 質問第八八号の問四では、こども医療費助成については、「実施状況等に差がある」にもかかわらず、少子化対策の支援という政策判断からペナルティ廃止を決めている。障害者医療費助成も、都道府県・市町村ごとに、対象者、自己負担の有無、所得制限の有無などの違いはあるが、身体一級・二級までは四十七都道府県すべてで実施されている(令和五年度の埼玉県調査による)。この実施状況は確認しているか。」と問い、それに対する答弁書では、「御指摘の

「実施状況」の詳細については、承知していない。」ということだった。

また、問五について、「障害者医療費助成」の実施状況については、把握に努めていきたいと考えている。」と答弁している。

この答弁後、全国の自治体で行われている障害者医療費助成の実施状況について、調査は行ったか。

二 この答弁後、「身体一級・二級までは四十七都道府県すべてで実施されている」実施状況は確認できたか。

三 質問第八八号の問三について答弁書では、障害者の医療費については、自立支援医療費の支給があることから「こども医療費とは必ずしも同列に論ずることはできない」とあったが、自立支援医療費は答弁書にあるとおり「心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を受けた場合」という特定目的の医療にのみ支給されるもので、「障害の状態の軽減」ではない疾病に係る医療について助成されるものではない。全国の自治体で、自立支援医療費の支給とは別に、障害者の福祉の向上、医療を受けやすくするため、の取組が行われていることに対し、政府として自治体の取組を支援するという考えはないのか。

四 ひとり親、障害者の医療費助成についての国庫負担の減額措置は、各自自治体の子育て支援、障害者福祉の取組へのペナルティとなるものであり、廃止すべきではないか。

五 規制改革実施計画(令和五年六月十六日閣議決定)においては、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成について、「地方公共団体の区域

の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、(中略)地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う」とし、いわゆる現物給付化の取組を進めるとしているが、その方針に変わりはないか。

六 厚生労働省保険局国民健康保険課は令和七年五月二十九日付けの都道府県宛て事務連絡を发出しているが、そこでは「医療機関等の窓口において一部負担金の全額又は一部を患者が負担し、申請により一定額が後日払い戻される仕組み」としているときは、減額調整措置の対象とはなりません」との内容の周知を求めている。当該事務連絡は単なる情報提供ではなく、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五條の四第一項の規定に基づく技術的助言である」としている。当該事務連絡は、いわゆる現物給付化ではなく、「後日払い戻される仕組み」を推奨していると理解されるが相違ないか。推奨していいのであれば、何を助言しているのか。

七 自治体の現物給付の取組に対する減額措置(ペナルティ)は、現物給付化を進める規制改革実施計画に反するのではないか。

内閣衆質二一七第二五〇号
令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員大石あきこ君提出重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大石あきこ君提出重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「全国の自治体で行われている障害者医療費助成の実施状況」について把握に努めてきたところ、全ての都道府県において御指摘の「身体一級・二級」を対象とする「障害者医療費助成」が行われていることについては、確認しているところである。

三及び四について

御指摘の「自治体の取組を支援する」の具体的意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、御指摘の「障害者の医療費助成」に係る国民健康保険の「国庫負担の減額措置」を「廃止」することについては、国民健康保険の財政に与える影響や医療費助成の実施状況等に差がある中で限られた財源を公平に配分する観点から、慎重な検討が必要であると考えている。

また、御指摘の「ひとり親」の「医療費助成」に係る国民健康保険の「国庫負担の減額措置」を「廃止」することについても同様であり、慎重な検討が必要であると考えている。

五について

お尋ねについては、御指摘の「方針」に変わりはない。

六について

「地方単独事業による医療費助成制度に係る国庫負担金の減額調整措置の取扱いについて」(令和七年五月二十九日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)において、「医療機関等の窓口において一部負担金の全額又は一部を患者が負担し、申請により一定額が後日払い戻

される仕組みとしているときは」、「地方公共団体の窓口で申請を受け付ける方法に限らず、患者の利便性を考慮し、郵送等による申請の受付、事前に患者が指定した口座への自動償還等の方法で行うことも考えられ、いずれの方法による場合でも減額調整措置の対象とはならないこと」と示しているところ、これは御指摘のように「後日払い戻される仕組み」を推奨しているものではない。

七について

「規制改革実施計画」(令和五年六月十六日閣議決定)において、「地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、(中略)地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う」としている一方、御指摘の「自治体の現物給付の取組に対する減額措置」については、令和七年三月十七日の参議院予算委員会において福岡厚生労働大臣が答弁したとおり、「自治体が行う医療費助成により患者さんの窓口負担が軽減される場合に、その結果増加する医療費分は、他の自治体との公平の観点から、当該自治体が負担すべきとの考えの下、増加した医療費分に相当する国費を減額調整する仕組み」であって、「窓口負担」を求める趣旨のものではないことから、御指摘のように「自治体の現物給付の取組に対する減額措置」が「規制改革実施計画」に「反する」とは考えていない。

令和七年六月十一日提出
質問 第二五一号

声の肖像権保護に関する質問主意書

提出者 阪口 直人

声の肖像権保護に関する質問主意書

俳優、声優の権利を守るため活動する、共同組

合日本俳優連合(日俳優)は令和五年六月十三日に、生成系AI技術の活用に関する提言を公表した。この中で、「声の肖像権」の設立を目指すとした。背景に人の容姿に対しては「肖像権」という人格権が認められる一方で、人の声に対しては人格権を認めていないことがあると承知している。

日俳優が令和五年十二月から令和六年二月にかけて行ったインターネット検索を通しての調査によると、声優の声をAIに学習させて、無断でユーチューブ上などで歌わせたり、朗読させたり被害が約二百七十件確認されたという。海外の生成AI事業者が声優の声を無断で売買する事例も確認されている。

海外を見れば、米国カリフォルニア州民法第三千三百四十四条(a)は、個人の名前、署名、写真、肖像、そして「実際の声」が保護対象として規定されている。

したがって、次の事項について政府に対し質問する。

一 これまで肖像権保護の対象とならなかった声優の声に人格権を認め、保護の対象とする法整備を検討しているか、政府の見解を示された

二 カリフォルニア州では令和六年九月十七日、AIを使つて、俳優、声優らの容姿や声に似せた創造物を作ることを制限する州法を成立させた

と承知している。我が国においても、同様の法律を作ることを検討しているか、政府の見解を示された。右質問する。

内閣衆質二一七第二五一号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阪口直人君提出声の肖像権保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阪口直人君提出声の肖像権保護に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「州法」の詳細を把握しておらず、また、お尋ねの「声に人格権を認め、保護の対象とする法整備」及び「同様の法律」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、「知的財産推進計画二〇二五」IPトランスフォーメーション(「令和七年六月三日知的財産戦略本部決定」)においては、「生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声の保護に関し、不正競争防止法等の関連法や裁判例における考え方について整理した内容について、周知を行う」等として

ところである。

令和七年六月十一日提出
質問 第二五一号

中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問主意書

中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問主意書

全ての人は必ず死を迎える。生涯を終えた後、我が国では誰もが火葬や埋葬を避けて通ることができない。全国の火葬場の約九十七％は市区町村などの運営である。東京二十三区は異質で、全九施設中七施設を民営が占め、東京博善株式会社は六施設とシェアをほぼ独占する。東京博善はその

親会社である廣濟堂ホールディングスの株式構成の変遷により、実質的に中国資本の傘下に入っている。東京博善は廣濟堂ホールディングスの子会社として収益を上げていたが、廣濟堂の本業である印刷業の不振により経営が厳しくなり二〇一九年から二〇二二年にかけて廣濟堂ホールディングスの株式を巡る動きが活発化した。当初、アメリカ系の投資ファンドや村上ファンドなどが廣濟堂の株式を取得しようとしたが不成立に終わり、その後、家電免税店ラオックスグループの社長を務めた中国出身の実業家・羅怡文氏が関連会社を通じて廣濟堂の株式を取得し二〇二二年一月には廣濟堂の持株比率を四十以上に引き上げ、筆頭株主となった。これにより東京博善は実質的に羅氏が率いる中国資本の傘下に入った。火葬料金は二〇二〇年までは六万円を切っていたが値上げが続

き、今では九万円に達する。都と広域組合運営が運営する公営火葬場は二カ所あるが、料金は民間相場と事実上連動するため都外地域より高い四万六千円であり、残る一カ所は民間運営の戸田葬祭場で八万円である。厚生省(当時)の通知では、火葬場の経営主体は「原則として市町村等の地方公共団体」とする。全国の火葬場のうち九十七%が自治体などの公営で料金設定は一万二千円である。これに対し、人口が密集や地価の高騰で火葬場の新設が難しかった東京二十三区では、民間事業者が寺院など古くからあった火葬場を買収し、規模を拡大した経緯がある。東京博善が自社で葬儀事業に参入し、競合他社を締め出すような動きや、ウェブ広告での火葬場画像使用禁止など不公正な取引が指摘されており、中国資本の影響による変化として指摘されている。火葬場が国民生活に密接に関わる公共性の高い施設である以上、その運営主体が外国資本となることについては、前記のようないくつかの安全保障上の懸念が指摘されており、今後の動向を注意深く見守る必要がある。特に、重要インフラとしての位置付けや、データ管理、独占的経営による社会への影響については、継続的な議論と検証が求められると考える。

これに関連して、以下質問する。

一 東京二十三区に火葬場は九カ所あり、七カ所が民営で、そのうち六カ所を運営するのが東京博善である。安倍晋三元総理、アントニオ猪木元参院議員がだびに付されたのも東京博善が運営する桐ヶ谷斎場であり、皇室と縁の深い落合斎場や代々幡斎場を運営するのも東京博善である。火葬場は故人の情報や遺族に関する個人情報

報を多く扱う。中国資本の傘下に入ったことで、これらの情報がどのように管理・利用されるのか、という懸念がある。日本にはいわゆる個人情報保護法があるが外国資本の企業が運営する施設において取得されたデータが国外に持ち出されたり、不適切な形で利用されたりする可能性は常に注視すべき点である。日本の重要ポストに就いた方や皇族方の個人情報

が中国に流れているのではないかと非常に心配であるが、政府の見解を伺いたい。

二 全国的に見れば大半の火葬施設の運営は公的機関が担っているが、東京二十三区では六カ所を東京博善が運営する。他県の平均では火葬料金は一〜二万円程度のところもある中で東京博善では二〇二四年六月から火葬料金を九万円に設定した。東京二十三区内にある民営火葬場で、東京博善以外が運営しているのは、板橋区にある戸田葬祭場のみで二〇二二年四月から火

葬料金が値上げとなったが、最上等の火葬料五万九千円、骨壺一万三千九百七十円だったところを、火葬料八万円、骨壺無料という価格に変更された。実質、約七千円の値上げと考えると、やはり東京博善の値上げ幅は大きい。地価が高騰する中で都内に新たに公的機関の火葬場を作るのは非常に厳しいと考える。生活苦の方や葬儀を簡素に行いたい方にとっては非常に苦しい料金設定であるが、これが正当な金額であるかについての政府の見解を伺いたい。

三 東京二十三区内の民間火葬場のほとんどを東京博善が運営しているという独占的な状況が、中国資本の傘下に入ったことで、さらにその影響力を強めることに対する懸念がある。東京博善が自社で葬儀事業に参入したことで、これまで共存してきた他の葬儀社との関係が悪化し、競争環境が不透明になる可能性も指摘される。葬儀のゴールデンタイムの割当てにおいて独占的にグループ会社を優遇しているという話もあり、これが進むと最終的にサービスの質や選択肢の低下につながることも考えられるが、これらについての政府の見解を伺いたい。

四 外国資本による買収は、その経営方針や意思決定プロセスが不透明になりがちであり、日本社会の慣習や公益性を軽視した経営が行われるリスクも指摘される。これらについての政府の見解を伺いたい。

五 火葬場は国民の生活に不可欠な公共性の高い施設であり、ある意味でライフラインの一部とみなすことができる。日本では、二〇一九年のいわゆる外為法改正により、外国人投資家による日本企業の株式取得において、事前届出が必要な持ち株比率が従来

の十%以上から一%以上に引き下げられるなど、重要インフラ関連企業に対する外資規制が強化されている。これはサイバー攻撃や物理的な妨害など、安全保障上のリスクを低減するための措置である。現状では、火葬場がこの重要インフラの定義に明確に含まれているとは言えないため、今回の買収が直ちに法的な問題を引き起こすわけではないが、もし火葬場の運営が混乱したり、何らかの意図を持って機能不全に陥った場合、国民生活や社会秩序に大きな影響を及ぼす可能性は否定できない。これらについての政府の見解を伺いたい。

六 火葬は日本において非常に重要な葬送儀礼であり、宗教的・文化的側面が強くある。外国資本による運営が、日本の葬送文化にどのような影響を与えるのかという点も懸念材料である。宗教的・文化的な背景が異なる資本が運営することで、日本の伝統的な葬送儀礼や慣習に対する理解が不足し、不適切な対応がなされる可能性もゼロではない。これらについての政府の見解を伺いたい。

七 災害、戦争、疫病などにより日本に大量の死者が出た場合に火葬場が機能不全になると公衆衛生上重大な事態を引き起こす。これらについての政府の見解を伺いたい。

八 一方で、中国にはいわゆる中国国防動員法があり、有事には海外在住の中国人にも国家に協力する義務がある。有事の際には中国資本が中国政府の命令によって東京二十三区の火葬場で火葬を行わなくなることも懸念されるが、当該懸念に対する政府の見解を伺いたい。

右質問する。

上、その運営主体が外国資本となることについては、前記のようないくつかの安全保障上の懸念が指摘されており、今後の動向を注意深く見守る必要がある。特に、重要インフラとしての位置付けや、データ管理、独占的経営による社会への影響については、継続的な議論と検証が求められると考える。

これに関連して、以下質問する。

一 東京二十三区に火葬場は九カ所あり、七カ所が民営で、そのうち六カ所を運営するのが東京博善である。安倍晋三元総理、アントニオ猪木元参院議員がだびに付されたのも東京博善が運営する桐ヶ谷斎場であり、皇室と縁の深い落合斎場や代々幡斎場を運営するのも東京博善である。火葬場は故人の情報や遺族に関する個人情報報を多く扱う。中国資本の傘下に入ったことで、これらの情報がどのように管理・利用されるのか、という懸念がある。日本にはいわゆる個人情報保護法があるが外国資本の企業が運営する施設において取得されたデータが国外に持ち出されたり、不適切な形で利用されたりする可能性は常に注視すべき点である。日本の重要ポストに就いた方や皇族方の個人情報

が中国に流れているのではないかと非常に心配であるが、政府の見解を伺いたい。

二 全国的に見れば大半の火葬施設の運営は公的機関が担っているが、東京二十三区では六カ所を東京博善が運営する。他県の平均では火葬料金は一〜二万円程度のところもある中で東京博善では二〇二四年六月から火葬料金を九万円に設定した。東京二十三区内にある民営火葬場で、東京博善以外が運営しているのは、板橋区にある戸田葬祭場のみで二〇二二年四月から火

内閣衆質二一七第二五二号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木庸介君提出中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木庸介君提出中国資本の影響

による火葬・葬儀に関する質問に対する答

弁書

一について

火葬場において取り扱われる御指摘の「故人の情報や遺族に関する個人情報」は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等を踏まえ、適切に取り扱われるべきものであり、これまでに不適切な取扱いがあったとは承知していない。

二について

御指摘の「火葬料金」の「料金設定」については、地域の実情も踏まえ、各火葬場の経営主体において判断されるものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、火葬場における収支に関する書類の提出を求めるなどの対応を含め、火葬場の経営及び管理については、各地方公共団体において必要な指導及び監督が行われているものと考えている。

三から六までについて

火葬場の経営主体については、「墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて」（昭和四十三年四月五日付け環衛第八千五十八号厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）において、「永続性」と非営利性が確保されなければなら

ないという趣旨から、「原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であつても宗教法人、公益法人等に限ることとしており、現に約九十八パーセントがこれらの主体により経営されている現状である。一方で、同通知が発出される以前から設立されているなど、一部の火葬場は民間企業により経営されているものと承知している。

政府としては、火葬場の経営主体が民間企業であるか否かや、御指摘の「外国資本」であるか否かにかかわらず、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第一条を踏まえ、火葬場の運営が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生等の公共の福祉の観点から、支障なく行われることが重要であると考えており、こうした観点から、各地方公共団体において必要な指導及び監督が行われているものと考えている。

七について

お尋ねについては、例えば、大規模災害時の御遺体の火葬等については、「広域火葬計画の策定について」（平成九年十一月十三日付け衛企第百六十二号厚生省生活衛生局長通知）により、「平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは」、「遺体の火葬を行うことが不可能となった場合」に備え、各都道府県に対して、「広域火葬体制の整備」等を求めてきたところであり、また、「新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に」、各都道府県において「域内における火葬体制の整備等必要な体制の整備や調整を図ること等」を取りまとめた「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」（令和六年八月三十

日内閣感染症危機管理監決裁）を定めているところ、各地方公共団体においては、このような体制の確保に向けた計画的な取組を適切に行っているものと考えている。

八について

御指摘の「有事の際」の具体的な状況が必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、法第十三条等において、火葬場の管理者は、火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならないとされているほか、これに違反した場合の罰則等が設けられているところであり、各地方公共団体において、これらの規定に基づき、適切に対応していくものと考えている。

令和七年六月十一日提出
質問 第二五三号

行旅死亡人に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

行旅死亡人に関する質問主意書

行旅中に死亡し、身元が不明で引取り手がない死亡者の取扱を定めるものとして一八九九年に制定された行旅病人及行旅死亡人取扱法があり、行旅死亡人は現在も同法に基づき所在地又は死亡地の市区町村が火葬等を行うこととなっている。そこで以下のとおり質問する。

一 二〇二四年の行旅死亡人の数は何人か、政府の把握しているところを可能な限り明らかにされたい。

二 二〇二四年の行旅死亡人の火葬等に要した市区町村の費用はどれほどか、政府の把握しているところを可能な限り明らかにされたい。

三 本年四月、内閣府は二〇二四年に孤立死した

人が二万千八百五十六人いたと推計されることを公表した。このうち行旅死亡人は何人か、政府の把握しているところを可能な限り明らかにされたい。

四 日本における二〇二四年の死亡者数は百六十万人を超え過去最多となり「多死社会」とも言うべき状況となったものと承知している。死亡者の増加に伴い都市部では火葬場のひっ迫による「火葬待ち」という現象も発生しており、火葬までの遺体安置施設である「遺体ホテル」ともいうべき民間施設が増加していると言われていたが、政府は火葬待ちや遺体ホテルの現況をどのように把握しているか。

五 国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば日本における死亡者数は二〇四〇年にピークを迎えると言われている。多死社会への対策、とりわけ孤独死、孤立死への対策は急務であり、市区町村任せではなく国としての統一的な対処が必要であると考えているが、政府の見解はどのようなものか。

右質問する。

内閣衆質二一七第二五三号

令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出行旅死亡人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出行旅死亡人に関する

質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、お尋ねの二〇二四年の行旅

死亡人数の数及び二〇二四年の行旅死亡人の火葬等に要した市区町村の費用」は把握していないが、厚生労働省「令和六年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業」による「行旅病人及び行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱に関する調査研究事業」で行われた調査においては、令和五年度に自治体において行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に基づく火葬を行った人数について、千二百九人と推定されている。

三について

御指摘の「推計」においては、死亡場所が自宅であるものを対象としていることから、一般的には、御指摘の「推計」に行旅死亡人は含まれていないものと認識している。

四について

お尋ねの「遺体ホテル」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年度厚生労働行政推進調査事業費補助金による「遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究」（以下「令和五年度研究」という。）において、「遺体安置施設」については、アンケートに回答した「葬儀業関係・遺体安置業」の事業者七百二十者のうち、五百九十四者が、「式場」や「遺族控室」等における安置を含め、「運営する施設で、葬儀・火葬をする前にご遺体を安置することがある」と回答しているところである。また、お尋ねの「火葬待ち」の現況について、政府としては、現時点で、火葬場が全国的に不足しているとは認識しておら

ず、令和五年度研究において、「運営する施設で、装置・火葬をする前にご遺体を安置することがある」と回答している事業者の「平均の遺体安置（待機）期間」の平均は、二・五三日である。

五について

御指摘の「多死社会への対策」の具体的に意味するところが明らかではないが、単身高齢者世帯の増加を受け、「持続可能な権利擁護支援モデル事業実施要領」（令和七年一月七日付け社援発〇一〇七第六号厚生労働省社会・援護局長通知別添三十四（最終改正 令和七年六月九日））に基づく「持続可能な権利擁護支援モデル事業」により、市区町村が、「死後事務の支援」として、「葬儀に関する事務や火葬手続に関する手続代行のほか、残存家財や遺品等の処理に関する手続代行など、単身高齢者等が死亡した後に必要と考えられる死後事務委任契約に基づく事務の支援」を「提供する取組を試行」しており、また、高齢者等に対して死後事務等のサービスを行う事業の事業者の適正な事業運営を確保し、利用者が安心して当該事業を利用できるように資するよう、令和六年六月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知を、政府において進めているところである。

また、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「孤立死への対策」については、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和六年六月十一日孤独・孤立対策推進本部決定、令和七年五月二十七日一部改定）において、「今後、数の増加が懸念される孤立死

の問題に対しては、生前において社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するため、関係府省庁と地方公共団体が連携した取組を推進していく」とこととしているところである。

令和七年六月十一日提出
質問 第二五四号

火山防災に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

火山防災に関する質問主意書

戦後最悪の人的被害を出した二〇一四年九月の御嶽山噴火災害から十年余が経過した。この御嶽山噴火災害を教訓とし、政府においては火山防災体制の強化に努めてきたものと承知をしている。とりわけ、昨年設置された火山調査研究推進本部は火山に関する観測、測量、調査、研究などを一元的に推進する司令塔的な機能を担うものとしてその活動に期待がもたれている。そこで以下のとおり質問する。

一 二〇二六年度中の防災庁の設置が検討されているところ、文部科学省所管の火山調査研究推進本部と防災庁の関係はどうなるのか、現在の検討状況を含め政府の見解を明らかにされたい。

二 火山噴火の予知には観測、測量、調査、研究体制の充実が不可欠と考える。現在、日本には百十一の活火山があり、うち五十の火山について気象庁が二十四時間体制で火山活動を常時観測・監視をしているものと承知している。この常時観測・監視に従事する人員はどれほどか、政府の把握しているところを明らかにされたい。

三 現在、常時観測・監視の対象とされていない火山についても常時観測・監視体制を拡充する必要があると考えるが、政府の見解はどのようなものか。

四 日本は火山大国でありながら、かねてより大学等における火山研究者の数が少なく、さらにその研究対象である火山は活動度の高いものに集中しがちであると承知をしている。活動度が高くない火山、とりわけ周辺人口の少ない高山や離島の火山の研究者を育成していくために政府はどのような取組を行っているのか。

五 火山防災の体制を充実強化するためには火山周辺の地方公共団体との緊密な連携が不可欠であると考え。ところが、火山周辺の地方公共団体における火山防災の担当職員は十分な数が配置されているとはいえない状況にあると承知している。火山防災の体制強化のために、政府として地方公共団体への支援をどのように行っていくのか。

六 火山防災の体制を充実強化するためには民間人、民間機関の協力も重要であると考え。一部の火山で取り入れられているいわゆる火山マスタ―の制度を全国の火山で導入し、国民の火山と火山防災に対する理解を深めるべきと考えるが、政府の見解はどのようなものか。

内閣衆質二一七第二五四号
令和七年六月二十日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員櫻井周君提出火山防災に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出火山防災に関する
質問に対する答弁書

一について

防災庁の組織体制の在り方等については、外部有識者から意見を聴取し、令和七年六月四日に取りまとめられた「防災庁設置準備アドバイザー会議」の報告書を踏まえ、今後具体的に検討を進めることとしており、お尋ねの「火山調査研究推進本部と防災庁の関係」については、現時点でお答えすることは困難である。

二について

気象庁では、我が国の百十一の活火山を一体的に観測・監視する体制をとっているため、お尋ねの「五十の火山について」「常時観測・監視に従事する人員」をお答えすることは困難であるが、令和七年四月時点で、同庁において火山活動の観測・監視に従事する職員数は百三十七人である。

三について

我が国には百十一の活火山があるところ、火山調査研究推進本部政策委員会が令和六年四月十六日に決定した「火山調査研究推進本部における活火山等の考え方について」及び活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に基づく火山災害警戒地域の指定（以下単に「指定」という。）を踏まえ、気象庁において五十の活火山を常時観測・監視している。また、同年八月の指定を受け、同庁において、「中之島」を常時観測・監視の対象とするよう、所要の準備を進めているところである。これら以外の活火山については、全国の地震活動の監視のために整備された地震計等のデータを用いて、その活動を監視しているほか、同

議長の報告 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案及び同報告書

庁内においてあらかじめ定めた計画に基づき、必要に応じて、同庁の職員が現地に向向いて観測を行っている。さらに、火山活動の活発化がみられる場合には、臨時に地震計等の設置を行うなど、所要の観測・監視体制を確保することとしている。

これらのことから、現時点においては、お尋ねの「現在、常時観測・監視の対象とされていない火山」のうち「中之島」以外の火山について、お尋ねの「常時観測・監視体制を拡充する必要」はないと考えている。

四について

御指摘の「研究対象である火山は活動度の高いものに集中しがち」については承知していないが、「火山調査研究の推進について」火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―中間取りまとめ（令和七年三月二十八日火山調査研究推進本部決定）においては、「多様な火山活動や火山ハザードの把握・予測を行い、火山に関する科学的知見に基づいて火山防災施策を生み出すための火山研究人材・・・の育成と継続的な確保を推進する」とされており、文部科学省において実施している「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト」等により、お尋ねの「周辺人口の少ない高山や離島の火山の研究者」に限らず、「火山の研究者」の育成のための取組を推進している。

五について

政府では、令和七年度から、地方公共団体の職員等を対象に火山防災に関する専門的な知識の習得を目的とした「火山防災研修」を実施することとしている。また、火山防災に関する専門的な知識や経験を有する人材を地方公共団体が

任用する場合の件費等について特別交付税措置を講ずることとしたところである。そのほか

に、「即戦力となる火山人材育成プログラム」など、火山防災の実務を担う人材の育成に係る取組を実施している。引き続き、地方公共団体における人材の育成・確保に関する支援を進めてまいりたい。

六について

火山防災について住民や観光客に啓発するための取組として、一部の地方公共団体で取り組まれている御指摘の「火山マイスター」の制度は効果的であると認識しているところ、政府としても、令和六年八月二十六日に開催した「火山防災の日」制定記念イベント」や全国の地方公共団体に参加する会議で当該制度を紹介するなど取組を行ってきており、引き続き、当該制度等を通じて国民の火山防災に関する理解を深めるための取組を進めてまいりたい。

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年六月十一日

提出者

重徳 和彦

青柳 仁士

田中 健

辰巳孝太郎

島田 洋一

賛成者

青柳陽一郎外二百四名

大西 健介

斎藤アレックス

岸田 光広

鈴木 敦

新垣 邦男

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の八を削る。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

第四十三条及び第四十四条 削除

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止が円滑に実施されるための措置）

第二条 政府は、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止が円滑に実施されるようにするため、次に掲げる措置を行うものとし、このために必要な財政上又は法制上の措置を講じなければならない。

一 この法律の施行の日において揮発油の製造者又は販売業者が販売のため所持している揮発油に關し、イに掲げる税額とロに掲げる税額との差額に相当する金額について、必要な金銭の給付を行うこと等により、揮発油の製

造者又は販売業者に負担を極力及ぼさず、揮 発油の販売価格の引下げが円滑に行われるよ うにすること。 イ この法律による改正前の租税特別措置法 第八十八条の八第一項の税率により計算し た揮発油税及び地方揮発油税の税額 ロ 揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五 号)第九条及び地方揮発油税法(昭和三十年 法律第四百四号)第四条の税率により計算し た揮発油税及び地方揮発油税の税額 二 前号に規定する揮発油に關し、揮発油の製 造者が同号の措置として行われる金銭の給付 その他揮発油の小売価格の抑制を目的として 国が全国的に行う金銭の給付を受けた場合に おいては、当該給付を受けた金銭の額に相当 する金額については、揮発油税及び地方揮発 油税の控除及び還付を受けることができない ものとする。 (地方揮発油税の税率の特例の廃止に伴う措置) 第三条 政府は、この法律の施行後直ちに、地方 揮発油税の税率の特例の廃止に伴う地方揮発油 譲与税の額の減少が地方公共団体の財政に悪影 響を及ぼすことがないよう、当該額の減少に伴 う地方公共団体の減収の全額を補填するために 必要な措置を講ずるものとする。 (政令への委任) 第四条 この法律の施行に關し必要な経過措置 は、政令で定める。 理 由 現下の揮発油の価格の高騰から国民生活及び国 民経済を守るため、揮発油税及び地方揮発油税の 税率の特例を廃止する必要がある。これが、この 法律案を提出する理由である。	本案施行に要する経費 本案施行による減収見込額は、令和七年度約七 千六百八十億円、平年度約一兆二百五十億円であ る。 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君 外九名提出)に關する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民 生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地 方揮発油税の税率の特例を廃止するもので、そ の主な内容は次のとおりである。 1 揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税 率」は廃止するものとし、これに關連する規 定を削除すること。 2 政府は、「当分の間税率」の廃止が円滑に実 施されるようにするための措置を行うものと し、このために必要な財政上又は法制上の措 置を講じなければならないこと。 3 政府は、この法律の施行後直ちに、地方揮 発油税の「当分の間税率」の廃止に伴う地方揮 発油譲与税の額の減少が地方公共団体の財政 に悪影響を及ぼすことがないよう、当該額の 減少に伴う地方公共団体の減収の全額を補填 するために必要な措置を講ずるものとするこ と。 4 この法律は、令和七年七月一日から施行す ること。ただし、2は、公布の日から施行す ること。 二 議案の可決理由 本案は、現下の揮発油の価格の高騰から国民 生活及び国民経済を守るため、揮発油税及び地 方揮発油税の税率の特例を廃止するもので、時	宜に適うものと認め、可決すべきものと議決し た次第である。 三 本案施行による減収見込額 本案施行による減収見込額は、令和七年度約 七千六百八十億円、平年度約一兆二百五十億円 である。 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意 見の要旨 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣 を代表して加藤財務大臣より「政府といたしま しては、反対である。」旨の意見が述べられた。 右報告する。 令和七年六月二十日 財務金融委員長 阿久津幸彦 衆議院議長 額賀福志郎殿	
--	--	---	--

